

平成 8 年 度

事 業 報 告

(平成 8 年 4 月～平成 9 年 3 月)

東 京 都 市 長 会

事業報告目次

1	平成8年度事業概況	3
2	東京都市長会役員及び事務局職員の就退任	9
3	市長選挙の結果	11
4	市長会議	12
5	市長会役員会議	22
6	政策調査特別部会	31
7	総務・文教部会	32
8	厚生部会	33
9	環境部会	34
10	建設部会	35
11	都市町村協議会	36
12	助役会議	37
13	助役会役員会議	39
14	要望の経過概要	40
(1)	平成9年度東京都予算編成に対する要望の経過	40
(2)	その他要望の経過概要	41
(ア)	病原性大腸菌O-157対策推進に関する緊急要望	41
(イ)	東京都の事務事業見直しの取り組みに対する 要望について	41
(ウ)	首都機能の移転問題に関する要望	42
(エ)	ペットボトル等容器包装廃棄物事業者自己 回収についての支援要請	42
(オ)	街路事業の整備促進に対する要望について	43

（カ）介護保険制度に関する要望（東京都）	43
（キ）多摩地域に対する都政の取り組みに関する要望	44
（ク）公的介護保険制度に関する要望（全国市長会）	44
（ケ）「東京都財政健全化計画」に対する要望	45
（コ）ガソリン税の税率堅持に関する要望	45
（サ）道路特定財源諸税の現行税率堅持並びに多摩地域の道路整備の促進について	46
（シ）公的介護保険制度に関する要望（厚生省）	46
（ス）公的介護保険制度に関する要望（東京都）	47
15 各種審議会等の委員推せん決定事項	66

附属資料

1 平成9年度東京都予算編成に対する要望事項	75
2 全国市長会関東支部総会への提出議案	143
3 東京都市町村と北京市区県との友好交流事業	163

1 平成8年度事業概要

平成8年度の我が国においては、10月に小選挙区比例代表並立制による初の総選挙が実施されるとともに、前後して政党の再編が行われた。また、病原性大腸菌O-157による小学校の集団食中毒の発生や厚生省の老人福祉施設をめぐる汚職事件、地方自治体の食糧費支出などが社会問題となった。

経済情勢は、為替相場が年度後半から一転して円安状態となり、現在は1ドル120円台で推移している。個人消費は弱いながらも緩やかな回復傾向を示し、住宅建設も高水準を維持したが、総じて景気の先行きの不透明さを払拭しえない状況のままで推移した。

このような情勢の中で、多摩地域の各市は、市税収入の減少や国の特別減税などにより財政状況はかつてないほど厳しいものとなったが、行政改革を進めつつ、遅れている都市基盤整備や高齢化への対応、ごみ減量リサイクルなどの緊急課題に対し、積極的な取り組みを行った。

東京都においては、3月の「行政改革大綱」に引き続き、11月に「財政健全化計画」を、平成9年2月には、生活都市東京を考える会の最終報告を踏まえ、今後10年間の都政の基本構想である「生活都市東京構想」を発表した。市長会は、これらの計画や構想に対し、市町村の行財政の実情への配慮や多摩地域への積極的な都政の取り組みを要望したところである。

都の平成9年度予算案は、一般会計が3.1%減と超緊縮型となり、とくに、投資的経費が大幅に減少した。このため、多摩地域関連予算では、道路整備等の都市基盤整備費の落ち込みが著しく、厳しい予算状況となった。

国政レベルでは、地方分権及び公的介護保険制度が重要課題となった。地方分権推進委員会は昨年12月、機関委任事務の廃止などを柱とする第1次勧告を取りまとめ、今後、補助金の削減や税財源の移譲に関する勧告を行う予定である。また、公的介護保険制度については、現在、国会で法案審議が行われているが、市長会でもこの問題について様々な角度から検討し、制度の問題点について国等に要望したところである。

このような状況の中で、平成8年度に市長会が行った主な活動は次のとおりである。

平成9年度東京都予算編成に対する要望活動

平成9年度の東京都予算編成に対する要望は、8月に3項目の特別要望（内容についてはその他要望を参照）と合わせて別添付属資料のとおり関係各局に対して行った。一般要望事項は、各部会毎に取りまとめたもので、延べ136項目になっている。

その後、これらの要望事項のうち、各市の市政運営にとって特に緊急かつ重要な37項目については、「重点要望事項」として、11月に東京都知事及び都議会各党に対し、それぞれ要望を行った。

さらに、1月下旬には、都の予算内示を受けて、要望が満たされなかった項目のうち、最重点の4項目について復活要望活動を展開した。

その結果、要望した4項目全てを復活することができたが、投資的経費の大幅削減の影響を受け、道路整備等の基盤整備費などが削減され、多摩地域にとって厳しい予算状況となった。

このため、多摩・島しょ地域に係わる主要事業の当初予算全体で見ると、対前年度比11.1%のマイナスとなっている。

多摩地域関連の主なものとしては、

- | | |
|--------------------|--------|
| ① 多摩都市モノレール | 329 億円 |
| ② 鉄道連続立体交差化事業の促進 | 74 億円 |
| ③ 都市計画道路、地域幹線道路の整備 | 529 億円 |
| ④ 多摩川架橋の整備促進 | 155 億円 |
| ⑤ 土地区画整理事業助成 | 149 億円 |
- など、多摩振興に極めて重要である事業等について予算化が図られた。

生活都市東京構想について

東京都は、「生活都市東京の創造」を基本目標とした基本構想の策定にあたり、平成8年1月に「生活都市東京を考える会」を発足させ、生活都市東京に

おける都民の生活像及び都市像、これからの都政における政策の方向について検討を依頼した。これを受けて「考える会」は、8月に中間報告を行った後、11月に生活都市東京の考え方と基本理念、今後10年間の施策の方向等について最終報告を取りまとめた。

この報告を受け、都は長期構想の策定作業を進め、平成9年2月に「生活都市東京構想」を策定した。この中で、多摩地域については、多摩東部エリアを「都市基盤の推進と自然環境の保全」、多摩南部エリアは「個性豊かな市街地の育成」、多摩西部は「自然環境と開発の調和」を目指して、それぞれの特性を生かした地域づくりを進め、施策を展開することとしている。

市長会では、この間、都市基盤の整備など様々な課題を抱えている多摩地域の実情や「多摩東京移管百周年記念事業」の選定経過について十分配慮するよう要望したところであり、今後、この構想に基づく都政の積極的な取り組みを働きかけていく予定である。

都の事務事業の見直しについて

(1) 東京都行政改革大綱について

都は、昨年3月29日に東京都行政改革大綱を発表し、4月の市長会でその内容について報告した。

市長会では、大綱に盛られた事項は、市町村への事務・施設等の移管や事務の委任、補助金の見直しなどであり、市町村の行財政に大変影響の大きい内容となっていることから、政策調査特別部会で対応の仕方等について協議を重ね、5月に次のような検討方針と都に対する意見を取りまとめた。

まず、検討方針であるが、総括的協議については、①都との正式協議は、都市町村協議会で行う。②この協議会の下に、都と具体的に協議する場として、事務事業検討委員会を設置する。また、課題別の協議については、①既に市長レベルの協議の場があるものについては、その場で検討する。②移管ルールが確立している事業等については個別協議とする。③それ以外の事業については部会で検討する。こととした。

都に対する意見については、①広域自治体としての都の今後の取り組みが

不透明。②高齢化等構造的変化に関連する事項については、将来のあり方も含めた十分な検討が必要。③制度発足の経緯や協議経過があるものについての十分な配慮。④都が先導的、統一的に進めた経緯と区部との財政調整制度との相違の考慮。⑤広域的な施策や施設、専門的な対応が必要な施策についての課題の解決の困難性。⑥早急な結論を求めず、都と市町村の信頼関係を保つ上からの慎重な配慮を求める内容で、5月28日に開催された都市町村協議会で都に申し入れた。

都から協議申し入れの提案があった市町村に関連する20事業については、先の検討方針に基づき、附属協議会の部課長会での検討を踏まえ、厚生部会や建設部会、役員会、市長会全体会で協議を重ね、10月には市側の考え方をとりまとめ、11月8日に開催された都市町村協議会で都との協議を行ったが、殆どの事業が引き続き協議となった。

その後も都と精力的に協議を重ねた結果、本年2月21日の都市町村協議会において、次の3事業の平成9年度からの実施について了承することとした。

① 保育室等運営費助成事業の見直し

経過措置後の取扱いについて平成11年度に改めて協議することを条件に新たな補助基準への移行を了承する。

② 心身障害者緊急保護事業の委任

委託契約事務を従来通り都が実施すること等を条件に市町村への委任を受託する。

③ 旧道化した都道の市町村への移管

交通量等を十分考慮して路線を選定し、移管後に市町村に大きな財政負担を生じることのないよう措置した上で、協議の整ったものから移管することを了承する。

なお、残りの17事業のうち、非協議対象の2事業を除く15事業については平成9年度も引き続き部会等で協議していく予定である。

(2) 東京都財政健全化計画について

東京都は、都財政の深刻な状況を踏まえ、昨年11月に「東京都財政健全化計画」を発表し、健全化の目標や方策を明らかにした。

市長会では、都の行政改革大綱への対応に苦慮している中で、この度の計

画が発表され、その進め方によっては市町村の行財政運営に多大な影響が出る懸念があることから、昨年12月25日に市長会会長と町村会会長の連名で、都知事に要望書を提出した。（詳細内容については、その他要望を参照）

要望書では、①調整交付金等の包括的補助金は、市町村の適切な財政運営を確保し、行財政水準の維持・向上を図る上で重要な機能を果しているので、検討にあたり、その役割に十分留意すること、②市町村への財政支援の見直しに当たっては、制度発足の経緯や区部の財政調整制度との相違等について考慮すること、③制度の根本にまで遡った施策見直しに当たっては、市町村の意見を十分聞きながら実施すること、④行政改革大綱に掲げた64項目の具体化については、現在進められている都と市町村の協議を踏まえ慎重に対処すること、などについて都の配慮を求めたところである。

今後、都は今夏をめどに健全化計画の実施案を策定することとしており、市長会としては、市町村に多大の影響が出ないよう都に働きかけていく予定である。

介護保険制度について

厚生省は、平成8年4月の老人保健福祉審議会の最終報告を受け、5月に制度試案及び修正試案、6月に制度案大綱を作成し、与党を始め関係方面との調整を行ったが、実施主体となる市町村との調整が難航し、先の通常国会への法案提出は見送られた。

その後、9月に、財政支援方策の強化、都道府県の役割の拡大、在宅給付と施設給付の同時施行等を内容とする与党修正案が提示され、全国市長会及び全国町村会の了承を得て、臨時国会に介護保険法案が上程された。

市長会では、平成8年3月に、十分な国民的議論と性急な法案化の回避などを厚生大臣に直接要望したところであるが、法案の上程前の11月14日には、市町村自治調査会の介護保険研究会の提言を踏まえ、介護保険制度は市町村にとって様々な問題が包含されていることから、全国市長会会長に対し、必要な取り組みを求める要望書を提出した。

要望書では、①在宅サービスを中心とした実際の事業単価が国の示した介護

保険単価を大幅に上回っているため、市町村の超過負担が急激に増加する。②保険料徴収・滞納事務などの新たな経費の増加が見込まれるが、住民異動率の高い大都市近郊自治体では更新処理手続きなどに一層の負担が予想されるので、国の負担分について算定の基本を明らかにし、適切な対応が必要。③低所得者の中には、国保料の支払いに加えさらに高い介護保険料を納める者もあるので、これらの低所得者への対策が必要。④未納者に対するペナルティを科すことは福祉サービスの性格から現場での実行は困難。⑤制度開始時に申請に見合った介護給付基盤の整備が整わない恐れがある。⑥国の財政措置は、地方交付税とは別の新たな制度の創設が必要。など9項目にわたる問題点を掲げ、全国市長会で必要な取り組みをするよう要望した。

また、12月にも同趣旨の要望書を厚生大臣に提出するとともに、都に対して国への働きかけと特段の支援を要望したところである。

今後、市長会としては、国会審議の動向を見守りながら、市町村自治調査会等と連携しながら、この問題に積極的に取り組んでいく予定である。

多摩選出都議会議員との意見交換

厳しい財政状況に加え、都の財政再建や行政改革大綱の推進により、各市の行財政負担増が以前にも増して懸念される状況から、多摩選出都議会議員（出席議員24人）との意見交換を8月29日、立川市内で実施した。

意見交換にあたり、①山積する多摩地域の課題②多摩地域の都市財政の状況③都の行政改革大綱の3点について市側より説明するとともに、市長会の各部会からは、都の予算要望に関する重要課題について説明を行った。

それに対し、都議会議員からは、各会派を問わず、多摩の課題についてご理解をいただくとともに、課題解決に向けて積極的に協力する旨の発言があった。

2 東京都市長会役員及び事務局職員の就退任

(1) 東京都市長会役員の就退任

役 職 名	市 長	市 長 名	就任年月日	備 考
会 長	武蔵野市長	土 屋 正 忠	8. 5. 1	新任～10. 4.30まで
副 会 長	多 摩 市 長	白 井 千 秋	8. 5. 1	再任～10. 4.30まで
副 会 長	国分寺市長	本 多 良 雄	8. 5. 1	再任～10. 4.30まで
副 会 長	八王子市長	波多野重雄	8. 5. 1	新任～10. 4.30まで
監 事	田 無 市 長	末 木 達 男	8. 5. 1	再任～10. 4.30まで
監 事	立 川 市 長	青 木 久	8. 5. 1	新任～10. 4.30まで
政策調査 特別部会長	調 布 市 長	吉 尾 勝 征	8. 5. 1	新任～10. 4.30まで
総務・文教 部 会 長	青 梅 市 長	田 辺 栄 吉	8. 5. 1	新任～10. 4.30まで
厚生部会長	狛 江 市 長	石 井 三 雄	8. 5. 1	再任～8. 6.13退任
厚生部会長	町 田 市 長	寺 田 和 雄	8. 7.18	新任～10. 4.30まで
環境部会長	小 金 井 市 長	大 久 保 慎 七	8. 5. 1	再任～10. 4.30まで
建設部会長	昭 島 市 長	伊 藤 億 彦	8. 5. 1	新任～8.10.20退任
建設部会長	羽 村 市 長	井上篤太郎	8.10.25	新任～10. 4.30まで
顧 問	日 野 市 長	森田喜美男	8. 5. 1	再任～10. 4.30まで
顧 問	府 中 市 長	吉 野 和 男	8. 5. 1	新任～10. 4.30まで

(2) 東京都市長会事務局職員の就退任

役 職 名	氏 名	在 職 期 間	備 考
事務局長	小 島 義 一	S 62.11. 1～ 8. 8.31	
事務局長	今 川 欣 也	8. 9. 1～	新任～
課 長	壬 生 恒 憲	5. 4. 1～ 8. 3.31	
課 長	小 泉 勇	8. 4. 1～	新任～
主 幹	新 谷 真 秀	元. 5. 1～ 8. 4.30	
主 事	芝 辻 康 江	元. 5. 1～ 8. 4.30	
主 事	渋谷 智	6. 4. 1～ 8. 4.30	
主 査	高 橋 良 一	8. 5. 1～	新任～
主 任	今 井 隆 文	8. 5. 1～	新任～
主 事	大久保 尚 子	8. 5. 1～	新任～
参 与	小 島 義 一	8. 9. 1～	新任～

3 市長選挙の結果

市 名	市 長 名	当選年月日	備 考
福 生 市	石 川 彌 八 郎	8 . 5.12	三 選
狛 江 市	矢 野 裕	8 . 7. 7	新 任
昭 島 市	北 川 穰 一	8 .10.13	新 任
保 谷 市	保 谷 高 範	9 . 1.19	再 選

4 市 長 会 議

開催回数 8 回

回	年 月 日	概 要	会 場
1	8 . 4.25	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 福祉施策の推進について (2) 東京都行政改革大綱の概要について (3) 平成 8 年度男女平等推進海外視察団派遣事業の実施について 2 全国市長会関東支部総会への提出議案（案）について 3 部会の編成替え及び部会長等の選任について 4 各種審議会委員等の推せんについて 5 そ の 他 (1) 会長専決処分の報告について ① 各種審議会委員等の推せんについて ア 東京国際フォーラム開館記念事業実行委員会 イ 東京都都市景観条例（仮称）検討委員会 ウ 東京都社会福祉審議会 ② 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第26回東京「腎炎・ネフローゼ児」を守る会 (2) その他	東京自治 会 館
2	8 . 5.24	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 都と区市町村との分権に関する検討会の設置について	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		(2) 私立幼稚園類似施設に係る保護者負担軽減補助のあり方検討について (3) 区市町村ボランティア連絡会議の設置について (4) ごみ有料化条例の制定について 2 東京都行政改革大綱への対応について 3 平成7年度東京都市長会事業報告について 4 平成7年度東京都市長会一般会計歳入歳出決算について 5 各種審議会委員等の推せんについて 6 そ の 他 (1) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第46回東京都身体障害者スポーツ大会 イ 東京都市町村職員共済組合平成8年度野球大会・バレーボール大会 ウ 第13回東京都下ジュニア陸上競技記録会 (2) 多摩地域青果卸売市場整備推進協議会からの要請書について (3) 東京都駐車対策協議会からの要請書について (4) その他 ・ 東京・北京友好都市交流事業に伴う訪中代表団員について	
講演会	8. 5.24	『 高齢者公的介護保険制度について 』 講師 厚生省高齢者介護対策本部 事務局長 和田 勝	東京自治会館

回	年 月 日	概 要	会 場
3	8. 7. 25	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 「国民年金事業運営における改善の方策」の概要について (2) 国会等移転に関する法律改正と東京都の当面の対応について (3) 「多摩地域都市計画道路の第二次事業化計画」の概要について (4) 東京都福祉のまちづくり条例について (5) 保健所の設置等に関する条例の改正について 2 平成9年度東京都予算編成に対する要望について 3 各種審議会委員等の推せんについて 4 首都機能の移転問題に関する要望（案）について 5 東京都行政改革大綱の取扱いについて 6 病原性大腸菌O-157対策推進に関する緊急要望について（案） 7 そ の 他 (1) 東京都市長会厚生部会長等の選任結果について (2) 会長専決処分の報告について ① 各種審議会委員等の推せんについて ア 都から区市町村への分権のあり方検討委員会 イ 復興計画検討委員会 ② 協賛団体名義使用及び後援依頼について	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		ア 第30回東京都市町村総合体育大会 イ '96 心の健康フェスティバル「中央のつどい」 ウ 第33回全国広報広聴研究大会 エ 地方分権シンポジウム オ 第12回東京手工芸連合会作品展 カ 第16回東京都市町村対抗庭球大会 キ 第39回東京都下陸上競技選手権大会 ク 第20回三多摩美術家展 (3) 8月の市長会議について (4) 東京都社会福祉協議会からの要望書について (5) 東京都地域保健事業連絡協議会について (6) その他 ① 阪神・淡路大震災義援金に対する礼状について ② その他	
研修会	8. 8.23	『 日本経済の現状と今後の展望 』 講師 日本開発銀行 設備投資研究所長 瀧 口 勝 行	ホテル 河 鹿 荘
4	8. 8.23	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 生活都市東京を考える会「中間のまとめ」について (2) ごみ減量のための「東京ルール」を考える懇談会のまとめについて	ホテル 河 鹿 荘

回	年 月 日	概 要	会 場
		(3) 平成8年人事院勧告の概要について 2 各種審議会委員等の推せんについて 3 街路事業の整備促進に対する要望(案)について 4 ペットボトル等容器包装廃棄物事業者自己回収についての支援要請(案) 5 東京都市長会事務局長の人事等について 6 そ の 他 (1) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第5回有機農産物東京フォーラム イ 第22回東京都市町村職員共済剣道大会 ウ 第4回TAMAとことん討論会 エ 第32回東京都市町村職員陸上競技大会 (2) 協賛団体名義使用及び後援依頼について ① 東京都市町村軟式野球大会 ② 多摩・島しょ地域合同会議 (3) 多摩選出都議会議員と市長との意見交換会について (4) 多摩ブロック医師会長会からの要望書について (5) 社団法人東京保育室センターからの要請書について (6) 日朝友好親善三多摩会議からの要請書について	

回	年 月 日	概 要	会 場
		(7) その他	
5	8.10.25	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 精神障害者の保健福祉対策の新たな展開について (2) 東京の活力ある産業を考える懇談会の中間提言について (3) 「再生品利用ガイドライン」の策定について (4) 「大地震への挑戦'97」事業実施計画について (5) 平成8年東京都人事委員会勧告の内容について 2 平成9年度東京都予算編成に係る重点要望事項(案)について 3 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについて 4 介護保険問題に対する東京都市長会の取り組みについて 5 各種審議会委員等の推せんについて 6 そ の 他 (1) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 8年度「東京ごみ集会」 イ 第10回ウイル50人展 ウ ニューインポートフェア東京'96 エ 全国地域安全運動 オ 第32回東京都茶品評会	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		カ 第28回東京都盲人福祉大会 キ 「首都機能移転問題を考えるシンポジウム'96」(仮称) ク 麻薬・覚せい剤禍撲滅運動東京大会 ケ 平成8年度東京都衛生教育研究会 (2) 協賛団体名義使用及び後援依頼について ① 平成9年度第14回東京ゆうあいピック兼ゆうあいピック愛知大会東京都代表選手選考予選大会 ② 第26回三多摩地区ろう者大会 (3) 法務局等の増員に関する陳情書について (4) 高齢期の年金・医療・介護・福祉・住宅・就労等の充実をめざす要請書について (5) 東京自治体労働組合総連合からの要望書について (6) 容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集計画等について (7) 全国市長会関東支部役員会の報告について (8) その他	
6	8.11.25	1 東京都等からの協議及び連絡事項 (1) 新郵便番号制導入について (2) 住宅・都市整備公団の街づくりについて (3) 「生活都市東京を考える会」最終報告(案)について (4) 平成9年度東京都予算要求状況について	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		(5) 平成9年度の基準宅地に係る路線価等について 2 平成9年度東京都市長会分担金について 3 そ の 他 (1) 東京都市長会建設部会長等の選任結果について (2) 介護保険に関する対応経過について (3) 東京都行政改革大綱に係る協議事項の取扱いについて (4) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第35回東京都公民館大会 (5) 各種団体からの要望書について	
7	9. 1. 27	1 東京都等からの協議及び連絡事項 (1) 東京都地域福祉財団（仮称）への出捐について (2) 高齢者介護保険制度に対する都の取組みについて (3) 国民年金保険料の口座振替・前納利用促進事業の実施について (4) 都から区市町村への分権のあり方検討委員会中間のまとめについて (5) 日本赤十字社東京都支部からの社資募集について 2 東京都地域福祉財団（仮称）への出捐の取扱いについて	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		3 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについて 4 各種審議会委員等の推せんについて 5 そ の 他 (1) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第16回東京都祭ばやしコンクール イ 第13回東京都市町村対抗女子テニス大会 (2) 協賛団体名義使用及び後援依頼について ① 第40回全国私立保育園研究大会東京大会 (3) 東京都地域保健事業連絡協議会報告について (4) その他	
8	9. 2. 25	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 「生活都市東京構想」について (2) 農業共済事務組合における地域再編整備の推進について (3) 「新たな東京都道路計画」および「東京都道路整備プログラム」の策定について (4) 国際防災シンポジウム「大地震への挑戦'97」の実施結果について (5) 平成9年度東京都予算について 2 平成9年度東京都市長会事業計画（案）について 3 平成9年度東京都市長会一般会計歳入歳出予算（案）について	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		4 平成9年度東京都市長会主要行事日程（案）について 5 各種審議会委員等の推せんについて 6 各種団体からの要望書について 7 平成9年度・財団法人東京都区市町村振興協会の事業計画及び予算について 8 そ の 他 (1) 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについて (2) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第3回東京都市町村テニス選手権大会 イ 東京の消防団創設50周年記念事業 ウ 第3回多摩テクノフォーラム (3) その他	

5 市 長 会 役 員 会 議

開催回数 8 回

回	年 月 日	概 要	会 場
1	8. 4. 18	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 福祉施策の推進について (2) 東京都行政改革大綱の概要について 2 全国市長会関東支部総会への提出議案（案）について 3 各種審議会委員等の推せんについて 4 そ の 他 (1) 会長専決処分の報告について ① 各種審議会委員等の推せんについて ア 東京国際フォーラム開館記念事業実行委員会 イ 東京都都市景観条例（仮称）検討委員会 ウ 東京都社会福祉審議会 ② 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第26回東京「腎炎・ネフローゼ児」を守る会 (2) 4月25日開催の第1回東京都市長会議議案事項（案）について (3) その他	東京自治 会 館
2	8. 5. 17	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 都と区市町村との分権に関する検討会の設置について (2) 私立幼稚園類似施設に係る保護者負担軽減補助のあり方検討について	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		(3) 区市町村ボランティア連絡会議の設置について (4) 「多摩地域都市計画道路の第二次事業化計画」の概要について 2 東京都行政改革大綱への対応について 3 平成7年度東京都市長会事業報告について 4 平成7年度東京都市長会一般会計歳入歳出決算について 5 各種審議会委員等の推せんについて 6 そ の 他 (1) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第46回東京都身体障害者スポーツ大会 イ 東京都市町村職員共済組合平成8年度野球大会・バレーボール大会 ウ 第13回東京都下ジュニア陸上競技記録会 (2) 多摩地域青果卸売市場整備推進協議会からの要請書について (3) 東京都駐車対策協議会からの要請書について (4) 5月24日開催の第2回東京都市長会議議案事項(案)について (5) その他 ① 東京・北京友好都市交流事業に伴う訪中代表団員について	

回	年 月 日	概 要	会 場
3	8. 7. 18	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 国会等移転に関する法律改正と東京都の当面の対応について 2 平成9年度東京都予算編成に対する要望について 3 各種審議会委員等の推せんについて 4 首都機能の移転問題に関する要望（案）について 5 東京都行政改革大綱の取扱いについて 6 そ の 他 (1) 東京都市長会厚生部会長等の選任結果について (2) 会長専決処分の報告について ① 各種審議会委員等の推せんについて ア 都から区市町村への分権のあり方検討委員会 イ 復興計画検討委員会 ② 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第30回東京都市町村総合体育大会 イ '96 心の健康フェスティバル「中央のつどい」 ウ 第33回全国広報広聴研究大会 エ 地方分権シンポジウム オ 第12回東京手工芸連合会作品展 カ 第16回東京都市町村対抗庭球大会	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		キ 第39回東京都下陸上競技選手権大会 ク 第20回三多摩美術家展 (3) 8月の市長会議について (4) 東京都社会福祉協議会からの要望書について (5) 東京都地域保健事業連絡協議会について (6) 7月25日開催の第3回東京都市長会議議案事項(案)について (7) その他 ① 阪神・淡路大震災義援金に対する礼状について ② その他	
4	8. 8. 19	1 各種審議会委員等の推せんについて 2 街路事業の整備促進に対する要望(案)について 3 そ の 他 (1) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第5回有機農産物東京フォーラム イ 第22回東京都市町村職員共済剣道大会 ウ 第4回TAMAとことん討論会 エ 第32回東京都市町村職員陸上競技大会 (2) 協賛団体名義使用及び後援依頼について ① 東京都市町村軟式野球大会	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		(3) 多摩選出都議会議員と市長との意見交換会について (4) 多摩ブロック医師会長会からの要望書について (5) 社団法人東京保育室センターからの要請書について (6) 日朝友好親善三多摩会議からの要請書について (7) 8月23日開催の第4回東京都市長会議議案事項(案)について (8) その他	
5	8.10.18	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 精神障害者の保健福祉対策の新たな展開について (2) 東京の活力ある産業を考える懇談会の中間提言について 2 平成9年度東京都予算編成に係る重点要望事項(案)について 3 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについて 4 介護保険問題に対する東京都市長会の取り組みについて 5 各種審議会委員等の推せんについて 6 そ の 他 (1) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 8年度「東京ごみ集会」	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		イ 第10回ウイル50人展 ウ ニューインポートフェア東京'96 エ 全国地域安全運動 オ 第32回東京都茶品評会 カ 第28回東京都盲人福祉大会 キ 「首都機能移転問題を考えるシンポジウム'96」(仮称) ク 麻薬・覚せい剤撲滅運動東京大会 ケ 平成8年度東京都衛生教育研究会 (2) 協賛団体名義使用及び後援依頼について ① 平成9年度第14回東京ゆうあいピック兼ゆうあいピック愛知大会東京都代表選手選考予選大会 ② 第26回三多摩地区ろう者大会 (3) 容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集計画等について (4) 10月25日開催の第5回東京都市長会議議案事項(案)について (5) その他	
6	8.11.18	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 平成9年度東京都予算要求状況について 2 平成9年度東京都市長会分担金について 3 そ の 他 (1) 東京都市長会建設部会長等の選任結果について	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		(2) 介護保険に関する対応経過について (3) 東京都行政改革大綱に係る協議事項の取扱いについて (4) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第35回東京都公民館大会 (5) 11月25日開催の第6回東京都市長会議議案事項(案)について (6) その他	
7	9. 1. 20	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 東京都地域福祉財団(仮称)への出資について (2) 都から区市町村への分権のあり方検討委員会中間のまとめについて 2 東京都地域福祉財団(仮称)への出資の取扱いについて 3 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについて 4 各種審議会委員等の推せんについて 5 その他 (1) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第16回東京都祭ばやしコンクール イ 第13回東京都市町村対抗女子テニス大会	

回	年 月 日	概 要	会 場
		(2) 協賛団体名義使用及び後援依頼について ① 第40回全国私立保育園研究大会東京大会 (3) 東京都地域保健事業連絡協議会報告について (4) 1月27日開催の第7回東京都市長会議議案事項(案)について (5) その他	
8	9. 2. 18	1 東京都からの協議及び連絡事項 (1) 「生活都市東京構想」について (2) 農業共済事務組合における地域再編整備の推進について (3) 「新たな東京都道路計画」および「東京都道路整備プログラム」の策定について 2 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについて 3 平成9年度東京都市長会事業計画(案)について 4 平成9年度東京都市長会一般会計歳入歳出予算(案)について 5 平成9年度東京都市長会主要行事日程(案)について 6 各種審議会委員等の推せんについて 7 そ の 他 (1) 会長専決処分の報告について ① 協賛団体名義使用及び後援依頼について ア 第3回東京都市町村テニス選手権大会 イ 東京の消防団創設50周年記念事業	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		ウ 第3回多摩テクノフォーラム (2) 2月25日開催の第8回東京都市長会議議案 事項（案）について (3) その他	

6 政策調査特別部会

開催回数 4 回

回	年 月 日	概 要	会 場
1	8. 4. 25	1 部会長の選任について 2 その他	東京自治 会 館
2	8. 5. 11	1 東京都行政改革大綱への対応について 2 その他	四 季 亭
3	8. 5. 17	1 東京都行政改革大綱への対応について 2 その他	東京自治 会 館
4	8. 7. 18	1 東京都行政改革大綱の取扱いについて 2 その他	東京自治 会 館

7 総務・文教部会

開催回数 2 回

回	年 月 日	概 要	会 場
1	8. 4. 25	1 部会長の選任について 2 その他	東京自治 会 館
2	8. 7. 12	1 平成9年度東京都予算編成に対する要望事項 (案)について 2 知事あて重点要望事項について 3 要望日程 4 その他	東京自治 会 館

8 厚 生 部 会

開催回数 5 回

回	年 月 日	概 要	会 場
1	8. 4. 25	1 部会長の選任について 2 その他	東京自治 会 館
2	8. 7. 11	1 平成9年度東京都予算編成に対する要望事項 (案)について 2 知事あて重点要望事項について 3 要望日程 4 その他	東京自治 会 館
3	8. 10. 17	1 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについ て 2 その他	東京自治 会 館
4	8. 11. 18	1 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについ て 2 その他	東京自治 会 館
5	9. 1. 20	1 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについ て 2 東京都地域福祉財団（仮称）への出捐の取扱い について 3 その他	東京自治 会 館

9 環 境 部 会

開催回数 2 回

回	年 月 日	概 要	会 場
1	8 . 4. 25	1 部会長の選任について 2 その他	東京自治 会 館
2	8 . 7. 12	1 平成9年度東京都予算編成に対する要望事項 (案)について 2 知事あて重点要望事項について 3 要望日程 4 その他	東京自治 会 館

10 建設部会

開催回数 5 回

回	年 月 日	概 要	会 場
1	8. 4. 25	1 部会長の選任について 2 その他	東京自治 会 館
2	8. 7. 11	1 平成9年度東京都予算編成に対する要望事項 (案) について 2 知事あて重点要望事項について 3 要望日程 4 その他	東京自治 会 館
3	8. 10. 15	1 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについ て 2 その他	東京自治 会 館
4	8. 10. 25	1 部会長の選任について 2 その他	東京自治 会 館
5	9. 2. 17	1 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについ て 2 その他	東京自治 会 館

11 都 市 町 村 協 議 会

開催回数 3 回

回	年 月 日	概 要	会 場
1	8. 5. 28	1 平成7年度都市町村協議会歳入歳出決算について 2 平成8年度「知事と都政を語るつどい」の開催について 3 東京都行政改革大綱に係わる都市町村協議について	東京都庁
2	8. 11. 8	1 都市町村協議会要綱の一部改正について 2 「生活都市東京構想」（仮称）の策定状況について 3 平成9年度東京都予算編成に対する市町村要望について 4 東京都行政改革大綱に係わる都市町村協議について	東京都庁
3	9. 2. 21	1 平成9年度都市町村協議会予算について 2 東京都行政改革大綱に係わる都市町村協議について	東京都庁

12 助 役 会 議

開催回数 4 回

回	年 月 日	概 要	会 場
1	8. 5. 16	1 高齢者介護保険制度について 2 東京都行政改革大綱について 3 その他 ・ 助役会の今後の対応について	東京自治 会 館
2	8. 8. 12	1 東京都地方課からの説明事項について (1) 平成8年度普通交付税の算定結果について (2) 公営企業における料金等の消費税転嫁について (3) 固定資産税評価審査委員会の事務局組織等について (4) 平成8年人事院勧告の内容について (5) 給与制度について (6) 行政改革の推進状況等について 2 平成9年度東京都予算編成に対する要望事項について 3 東京都行政改革大綱の取扱いについて 4 その他 ・ 東京都行政改革大綱に係わる各局提案内容説明（建設局、衛生局、福祉局）	東京自治 会 館
3	8. 10. 14	1 東京都地方課からの説明事項について (1) 平成8年東京都人事委員会勧告の内容について (2) 平成8年地方公共団体定員管理調査の概要について（速報） (3) 退職手当について	東京自治 会 館

回	年 月 日	概 要	会 場
		2 給料表問題について ・ 今後の検討方針等 3 東京都行政改革大綱の協議事項の取扱いについて 4 その他	
研 修 会	8. 2. 7	講 演 『多摩地域の産業と雇用動向』 講 師 日本労働研究機構 研究員 佐 野 哲	春日居町 ホ テ ル 春 日 居
4	8. 2. 7	1 平成9年度地方財政対策について 2 平成9年度東京都予算案について 3 生活都市東京構想について 4 27市職員の現況について 5 給料表問題について 6 東京都行政改革大綱の協議状況について 7 平成9年度市町村職員研修所研修実施計画 (案) について 8 東京市町村自治調査会事業について 9 そ の 他	春日居町 ホ テ ル 春 日 居

13 助 役 会 役 員 会 議

開催回数 2 回

回	年 月 日	概 要	会 場
1	8. 5. 16	1 新役員及び新助役紹介 2 本日の助役会議議案 3 その他	東京自治 会 館
2	8. 10. 14	1 市長会事務局長の交替について 2 本日の助役会議議案	東京自治 会 館

14 要 望 の 経 過 概 要

(1) 平成9年度東京都予算編成に対する要望の経過

年 月 日	事 項	会 議 ・ 提 出 者
8. 4. 5	各附属協議会に対し要望事項提出依頼	
5. 20 }	各附属協議会から要望事項提出（ヒアリング）	
5. 22		
5. 31	各市へ要望事項照会	
6. 10	各市から補足・追加要望事項提出	
7. 11 }	各 部 会 ご と に 各 局 要 望 事 項 及 び	総務文教部会 厚生部会 環境部会 建設部会
7. 12	重点要望事項について協議	
7. 18	平成9年度東京都予算編成への対応について協議	役 員 会 議
7. 25	平成9年度東京都予算編成への対応について協議	市 長 会 議
8. 2	各部会ごとに都の関係各局へ要望書提出	4 部 会
10. 18	知事宛重点要望事項について協議	役 員 会 議
10. 25	知事宛重点要望事項及び、要望方法日程等について協議	市 長 会 議
11. 11	知事宛重点要望について都議会各党代表者へ説明	市 長 会 事 務 局
11. 8	知事宛重点要望事項について要望	都市町村協議会
9. 1. 23	都予算の内示の説明を受け復活要望について協議	市長会・町村会 合同会議
	東京都知事・各局及び都議会各党政務調査会長等宛復活要望	市長会・町村会 役員市町村長会議

(2) その他要望の経過概要

ア 病原性大腸菌O-157対策推進に関する緊急要望について

年 月 日 平成8年7月25日

提 出 先 東京都知事

概 要 病原性大腸菌O-157による被害が拡大し、極めて憂慮すべき事態となっているので、予防・治療・感染防止について、広域的・総合的な対策の取り組み体制の強化を図り、緊急対策を推進するよう要望する。

(要望書 48ページ)

イ 東京都の事務事業見直しの取り組みに対する要望について

年 月 日 平成8年8月2日

提 出 先 東京都知事、副知事、政策報道室長、総務局長、財務局長、都市計画局長、福祉局長、衛生局長、建設局長

概 要 都行政改革大綱の市町村関連事務事業について、現在、都と市町村間で協議しているところであるが、7月にはさらに「財政健全化計画・中間のまとめ」が発表され、都と区市町村との役割分担と財政支援の見直し、投資的経費の削減などが示されている。

多摩地域は、都市基盤の整備や高齢化への対応、リサイクル社会の構築、防災対策の充実など緊急課題が山積しているので、こうした現状や厳しい財政状況を理解するとともに、都の事務事業見直しにあたっては慎重な対応を要望する。

(要望書 49ページ)

ウ 首都機能の移転問題に関する要望

年 月 日 平成8年8月14日

提 出 先 内閣官房長官、国土庁長官

概 要 首都機能の移転問題については、東京都及び我が国経済などに与える影響を十分調査し、広く国民に知らせるとともに、その意見を十分に反映していくべきである。

東京一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を図るためには、首都機能の移転よりも展都和分権の推進を図るべきであり、長期的な視点に立って十分に論議を尽くすよう要望する。

(要望書 51ページ)

エ ペットボトル等容器包装廃棄物事業者自己回収についての支援要請

年 月 日 平成8年8月28日

提 出 先 東京都知事

概 要 ごみ減量のための「東京ルール」を考える懇談会がペットボトル等の事業者自己回収促進策を提言したが、著しい増加傾向にあるペットボトル等の資源化は、消費者、事業者、行政が一定のしくみの下に、広域的に取り組む必要がある。

については、都は広域団体として特別区のみならず、最終処分場の確保など厳しい状況にある多摩地域も視野に入れ、事業者自己回収促進について関係者の調整を図った上、市町村への支援について、特段の配慮を要請する。

(要望書 52ページ)

オ 街路事業の整備促進に対する要望について

年 月 日 平成 8 年 8 月 2 9 日及び 9 月 4 日

提 出 先 東京都選出衆議院議員、建設省、大蔵省

概 要 道路は、都市の諸活動を支えるとともに市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに必要な根幹的な都市基盤であり、多摩地域でも厳しい財政事情のなか積極的に道路整備を進めているが、交通需要の増加に追いつかず、交通渋滞が深刻化している。

このため、幹線道路と生活道路の整備を同時に進め、道路ネットワークの形成を図ることが不可欠であり、その財源を安定的に確保していくことが重要となっている。

ついては、道路特定財源の拡充、ガソリン税等道路特定財源諸税の現行税率の堅持、街路補助事業の重点化の弾力的な運用、小規模生活関連道路整備事業の存続等について特段の配慮を要望する。

(要望書 53 ページ)

カ 介護保険制度に関する要望

年 月 日 平成 8 年 9 月 4 日

提 出 先 東京都知事

概 要 介護保険制度を将来にわたって円滑に運営していくためには、国と地方の連携もさることながら、広域的調整の立場から、都道府県の担うべき役割が重要かつ不可欠である。

ついては、事業主体に対する支援方策など全国市長会の要望の趣旨を理解のうえ、国への働きかけと特段の支援を要望する。

(要望書 55 ページ)

キ 多摩地域に対する都政の取り組みに関する要望

年 月 日 平成 8 年 1 1 月 8 日

提 出 先 東京都知事

概 要 多摩地域は個性と魅力ある自立都市圏の形成に向けて、本格的な地域づくりを推進しているが、解決すべき多くの課題を抱える一方、税収の減少や国庫補助金・負担金の一般財源化等により厳しい財政状況にある。

ついては、多摩地域の課題の解決に向けた施策の積極的な推進や市町村に対する財政支援、都の事務事業見直しなどに関し、特段の配慮を要望する。

(要望書 56 ページ)

ク 公的介護保険制度に関する要望

年 月 日 平成 8 年 1 1 月 1 4 日

提 出 先 全国市長会会長

概 要 国は介護保険法案を臨時国会に提出する予定であるが、この制度についての国民各層の間で議論が深まっている状況にはない。

各市の福祉現場職員による研究会を設置し、この制度について検討したところ、市町村にとって様々な問題が包含されていることが判明したので、全国市長会で、この制度案について今後さらに検討し、必要な取り組みをするよう要望する。

(要望書 57 ページ)

ケ 「東京都財政健全化計画」に対する要望

年 月 日 平成8年12月25日

提 出 先 東京都知事

概 要 11月に財政健全化計画が発表されたが、その進め方によっては市町村の行財政運営に多大の影響が出る懸念がある。都と同様、市町村も厳しい財政状況にあるので、今後の検討に当たっては、包括的補助金の果たしている役割の重要性や財政支援の制度発足の経緯や区部の財政調整制度との相違、施策見直しにおける市町村の意見の反映、都行革大綱の具体化の慎重な対処などを要望する。

(要望書 60ページ)

コ ガソリン税の税率堅持に関する要望

年 月 日 平成8年12月25日

提 出 先 都議会正副議会並びに多摩選出都議会議員

概 要 先般の都議会定例会で「ガソリン税の税率引下げに関する意見書」が採択されたと伺っているが、ガソリン税は道路整備の重要な財源であり、多摩地域の南北道路の整備や鉄道連続立体交差化事業、多摩都市モノレール整備事業等の促進のために、この税率堅持が市町村の強い要望である。したがって、現在置かれている多摩の現状ををご推察の上、格別なる支援を要望する。

(要望書 61ページ)

サ 道路特定財源諸税の現行税率堅持並びに多摩地域の道路整備の促進について

年 月 日 平成8年12月27日

提 出 先 建設省道路局長、都市局長

概 要 ガソリン税は道路整備の重要な財源であり、多摩地域の南北道路整備や鉄道連続立体交差化事業、多摩都市モノレール整備事業等の促進のために、この税率堅持が市町村の強い要望である。

このような中で、先般の都議会定例会で「ガソリン税の税率引下げに関する意見書」が採択されたことは、多摩都民にとって驚きであり、各市長も困惑しているところである。

多摩地域はまだ課題が多く、幹線道路等の整備を促進していく必要がありますので、現在置かれている多摩の現状をご推察の上、格別なる支援を要望する。

(要望書 62ページ)

シ 公的介護保険制度に関する要望

年 月 日 平成8年12月27日

提 出 先 厚生大臣 小泉 純一郎

概 要 介護保険法案は、次の通常国会で審議されると伺っているが、この制度についての国民各層の間で議論が深まっている状況には至っていません。

私共は、各市の福祉現場職員による研究会を設置し、この制度について検討したところ、市町村にとって様々な問題が包含されていることが判明したので、国においては、この制度案について慎重に検討されるよう要望する。

(要望書 63ページ)

ス 介護保険制度に関する要望

年 月 日 平成 9 年 1 月 7 日

提 出 先 東京都知事

概 要 介護保険法案は、次の通常国会で審議されると伺っているが、この制度についての国民各層の間で議論が深まっている状況には至っていません。

私共は、各市の福祉現場職員による研究会を設置し、この制度について検討したところ、市町村にとって様々な問題が包含されていることが判明したので、去る 12 月 27 日にこの制度案について慎重に検討するよう、国に要望したところでありますので、都においても国に対し働きかけるとともに、特段の支援をお願いする。

(要望書 65 ページ)

病原性大腸菌O-157対策推進に関する緊急要望について

病原性大腸菌O-157による被害が40都府県に及び、患者数が拡大し、感染原因も不明な状況にあり、極めて憂慮すべき事態であります。

都におかれては、予防・治療・感染防止について、広域的かつ総合的な対策に取り組まれていることと存じますが、さらに市町村との連携を密にするなど、取り組み体制の強化を図り、緊急対策を推進されるよう要望いたします。

平成8年7月25日

東京都市長会会長

武蔵野市長 土屋 正忠

東京都知事 青島 幸男 殿

東京都の事務事業見直しの取り組みに対する要望について

平素、市町村の行財政運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年3月に発表された「東京都行政改革大綱」の市町村に関連する事務事業について、現在、都と市町村間で協議を進めているところではありますが、去る7月16日には都の「財政健全化計画・中間のまとめ」が発表され、改めて「行政改革大綱に掲げた64項目などの具体化」「都と区市町村との役割分担と財政支援の見直し」「投資的経費の削減」などが示されております。

つきましては、多摩地域の都市の現状について十分ご理解のうえ、左記の事項について特段のご配慮を賜りたく、強く要望いたします。

記

1 山積する多摩地域の課題

多摩地域は、東京の大都市問題解決の受け皿として、戦後、急速に都市化が進展したが、都市基盤・都市施設の整備が著しく立ち遅れており、貴重な自然の保全と併せて、本格的な地域づくりを進めるべき転換期に当たっている。また、昭和30年代以降に急増した人口の高齢化問題への対応、リサイクル社会の構築等、これからの変化への対応や防災対策の充実など、先送りさせることのできない大きな緊急課題が山積していることを理解されたい。

なお、「生活都市東京構想」の策定に当たっては、「多摩東京移管百周年記念事業」の選定経過についても十分尊重されたい。

2 多摩地域の各市の厳しい財政状況

多摩地域の各市は、景気の低迷による税収の減少に加え、平成六年度以降、国の政策による先行減税が行われ、その補填措置も不十分であり、大変厳しい財政状況にある。

また、近年、国の補助金・負担金の一般財源化が進められており、不交付団体の多い多摩地域の市は、著しく不利になっている。

さらに、分権の潮流の中で、市町村への事務の移管・委任も増大しているが、その財政措置は不十分で、市町村の財政運営を著しく圧迫していることを理解されたい。

なお、多摩地域の市町村財政は、特別区と異なり、国基準、すなわち、一般的な地方財政制度に拠っている。しかしながら、市民は、都民として特別区と同水準のサービスを強く求めており、その対応に苦慮している市の実情を都は十分考慮されたい。

3 都の事務事業見直しについて

- (1) 厳しい各市の財政状況の中で、各市においても、行政改革に取り組んでいるところであるが、今回の都の事務事業見直しによって、市に新たな行財政負担の増加をもたらす懸念がある。都は市町村に負担を転嫁してきたとしても、定着した事務事業ほど市民サービスを低下させることは困難であり、市町村に負担増を招くことになることを十分認識されたい。
- (2) 都の単独施策として、先導的、統一的に進めた施策については、その経緯を考慮すべきであり、また、これらの施策は、国の制度の枠外であり、さらに区部の財政調整制度と異なる状況にあるので、市町村の負担について都は十分考慮されたい。
- (3) 制度発足以来の経緯や従来の都と市町村との協議の経過があるものについては、それらの事情について十分考慮されたい。
- (4) 広域的な施策や施設の移管については、提案の課題の解決が困難なものが多いことを考慮されたい。
- (5) 地方分権、高齢者介護保険、保育問題等、構造的な変化に対する基本的問題が論議されているところであるが、これらの問題に関連する事項については、将来のあり方も含めて十分検討されたい。
- (6) 事務事業の見直しの協議に当たっては、都と市町村の信頼関係を保つ上からも市町村の置かれている厳しい状況についても十分理解した上で慎重に対処されたい。

平成8年8月2日

東京都市長会会長

武蔵野市長 土 屋 正 忠

東京都知事

青 島 幸 男 殿

首都機能の移転問題に関する要望

去る6月18日、首都機能の移転先候補地を選定するための審議会設置などを柱とした国会等移転法改正法が成立した。

首都機能の移転問題は、東京一極集中による過密や地価高騰、大規模災害時の危険増大などの面から検討されてきましたが、この問題は、「国家百年の大計」と言われ、国民、とりわけ、そこに暮らす都民の生活に重大な影響を与えるものであります。

したがって、首都機能の移転に関しては、東京都及び我が国経済などに与える影響を十分調査し、広く国民に知らせるとともに、その意見を十分に反映していくべきものであります。

首都東京の西部に位置する多摩地域は、「多摩新時代の創造」を掲げ、「業務核都市」や「多摩の心」の整備を始め、職・緑・遊・住のバランスのとれた地域づくりを推進するため、都市基盤や都市施設の整備を進めているところであります。

東京一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を図るためには、首都機能の移転よりも地方分権と規制緩和を優先し、「展都」と「分権」の推進により、新たな東京圏の創造に向けた取り組みこそが重要であると考えます。

首都機能移転は、東京のみならず、我が国の発展と国民生活に極めて影響が大きい問題でありますので、長期的な視点に立って十分に論議を尽くすとともに慎重に対処されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

平成8年8月14日

内閣官房長官 梶山 静六 殿

国土庁長官 鈴木 和美 殿

東京都市長会会長

武蔵野市長 土屋 正忠

ペットボトル等容器包装廃棄物事業者自己回収についての支援要請

多摩地域では深刻なごみ問題の解決に向け、ごみの発生抑制、リサイクルの促進、ごみの処理過程での資源化に加えて、来年四月実施の容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定など、それぞれの地域特性を踏まえて各市が懸命な努力を展開しているところです。

このたび、ごみ減量のための「東京ルール」を考える懇談会がペットボトル等の事業者自己回収促進策を提言し、これを受けて東京都では、事業者自己回収を義務づける条例化等を検討されると伺っております。このことはペットボトル等の資源化について、有効策を模索検討中の多摩地域各市として重大な関心をもって受けとめております。ペットボトルは著しい増加傾向にあり、その資源化は、消費者、事業者、行政が一定のしくみの下に、広域的に取り組む必要性が特に高いものと考えます。

ついで、東京都においては、広域団体として特別区の区域のみならず、最終処分場の確保など極めて厳しい状況にある多摩地域についても視野に入れ、事業者自己回収促進について関係者の調整を行った上、市町村行政の支援に特段の配慮をなされるよう強く要請いたします。

平成8年8月28日

東京都市長会会長

武蔵野市長 土 屋 正 忠

東 京 都 知 事

青 島 幸 男 殿

平成 8 年 8 月 2 9 日

衆議院議員

与謝野 馨、石原 伸晃、粕谷 茂、
越智 道雄、島村 宜伸、小杉 隆、
菅 直人、小澤 潔、伊藤 公介 殿
建設省、大蔵省 関係各局長 殿

東京都市長会会長

土 屋 正 忠

街路事業の整備促進に対する要望について

平素から多摩地域の街路事業につきましては、特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

多摩地域は、東京の大都市問題解決の受け皿として増えつづけた人口は、三百七十万人を超え、静岡県の人口にほぼ匹敵するに至っており、多数の大学や民間の研究機関の立地がすすみ、先端技術産業をはじめとする多様な産業の集積もみられる主要な地域であります。

道路は、かかる都市の諸活動を支えるとともに、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに必要な根幹的な都市基盤であります。

多摩地域においては、厳しい財政事情のなか積極的に道路整備を進めておりますが、交通需要の増加に追いつくことが困難な状況にあり、交通渋滞や交通事故はますます深刻化しております。そのうえ、高齢社会の到来や物流の高度化など、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題への対応とともに、大規模災害時における緊急物資の輸送路や避難場所への避難路の確保など、都市防災の強化の観点からも都市計画道路の整備が急務となっております。

このためには、多くの市民の理解と協力のもとに、幹線道路と生活道路の整備を同時に進め、道路ネットワークの形成を図っていくことが不可欠であり、その財源を安定的に確保していく事が重要であります。

健全かつ良好な市街地形成を図るため、各市自らも努力していく所存でありますので、以上のような多摩地域の諸事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 第十一次道路整備5箇年計画の最終年度を迎えるにあたり、道路整備をさらに推進するため、道路特定財源の拡大・拡充、及び一般財源の投入を大幅に拡大するよう努められたい。
2. ガソリン税・軽油引取税・自動車取得税等の道路特定財源諸税の現行税率を堅持するとともに、地方の道路整備財源について充実強化を図られたい。
3. 本年度、国において補正予算が編成される場合には、各市の事業分について、全面的、優先的に措置されたい。
4. 街路補助事業の重点化方針は街路整備を促進し、かつ、効率的に事業を進めるために必要な施策であります。多摩地域における諸事情をご賢察のうえ、重点化にあたっては、弾力的な運用を図られたい。特に、現在継続中の事業につきましては、事業完了まで国庫補助の対象とされたい。
5. 小規模かつ生活に密着した生活関連道路の整備に当てる地方道路整備臨時交付金事業につきましては、重点化の対象から除外し、事業の存続・拡充に努められたい。

8 東 市 会 第 6 7 号

平 成 8 年 9 月 4 日

東 京 都 知 事

青 島 幸 男 殿

東 京 都 市 長 会 会 長

土 屋 正 忠

介 護 保 険 制 度 に 関 す る 要 望

平素、市町村行財政運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、懸案となっております介護保険制度の創設につきましては、厚生省が、この秋の臨時国会への法案提出に向けて鋭意検討を進めていると聞いております。また、政府与党におきましても、地方公聴会を開催するなど、より良い制度の構築に向けた活動が活発化してきております。

このような時機にあたりまして、全国市長会では、厚生省及び政府与党「公的介護保険制度の創設に関するワーキングチーム」の各党代表者を歴訪し、別添「介護保険制度に関する要望」による要望を行いました。

介護保険制度を将来にわたって円滑に運営していくためには、国と地方との連携もさることながら、広域的調整の立場として、東京都をはじめとした都道府県の担うべき役割が重要かつ不可欠となってきております。

つきましては、別添要望書の趣旨を十分ご理解いただき、国に対して働きかけるとともに、特段のご支援等をお願い申し上げます。

多摩地域に対する都政の取り組みに関する要望

平素、市町村の行財政運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

多摩地域は、職・緑、遊・住・学のバランスのとれた個性と魅力ある自立都市圏の形成に向けて、本格的な地域づくりを進めるべき転換期にあり、都においても、多摩振興のための積極的な取り組みが図られてきたところでありますが、なお数多くの課題を抱えています。

一方、多摩地域の市財政は、景気の低迷による税収の減少や政策減税に加え、近年の国庫補助金・負担金の一般財源化等により、大変厳しい状況に置かれております。

つきましては、「都の行政改革大綱」や「財政健全化計画」では、市町村に関連する事業の見直し等が示されておりますが、多摩地域の都市の現状について十分ご理解のうえ、左記の事項について、今後の計画の策定及び予算編成等において特段のご配慮を賜りたく、強く要望いたします。

記

1 多摩地域の課題の解決に向けた施策の積極的な推進について

- (1) 幹線道路・軌道系交通等の都市基盤の整備
- (2) 医療・文化・スポーツ等の本格的な都市施設の整備
- (3) 震災対策の強化等、防災対策の充実
- (4) 人口の急激な高齢化への対応
- (5) ごみの減量化・リサイクルの推進

なお、「生活都市東京構想」の策定にあたっては、「多摩東京移管百周年記念事業」の選定経過について十分尊重すること。

2 市町村に対する財政支援等について

- (1) 山積する行政課題と厳しい市財政の状況に鑑み、市町村調整交付金・振興交付金・振興基金を始め、別途要望する事項について、特段の配慮を要望する。
- (2) 分権化の流れの中で、国や都からの事務移管が増加しているが、財政措置が不十分であるため、市町村の実質的な行財政負担を招いているので、十分な財政措置を講じること。

3 都の事務事業見直しについて

- (1) 都の事務事業見直しによって、市に新たな行財政負担の増加をもたらす懸念がある。都は市町村に負担を転嫁できたとしても、定着した事務事業ほど市民サービスを低下させることは困難であることを十分認識すること。
- (2) 制度発足以来の経緯や従来の都と市町村との協議の経過、特別区との行財政制度の違い等の事情を十分勘案し、市町村に新たな負担を生じないように配慮すること。
- (3) 高齢化、少子化等、構造的な変化に対する基本的問題が論議されているところであるが、これらの問題に関連する事項については、将来のあり方も含めて十分検討すること。

平成8年11月8日

東京都市長会会長

武蔵野市長 土屋 正 忠

東京都知事

青島 幸男 殿

公的介護保険制度に関する要望

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、国におきましては、新たな高齢者介護制度としての介護保険法案を今秋の臨時国会に提出予定であると同っております。

東京都市長会は、老人保健福祉審議会の第二次報告が取りまとめられた後の本年3月11日、厚生大臣宛要望書を提出し、将来にわたって安定的な運営が可能となる制度とするため、十分論議を尽くし、性急な法案化を避けるよう求めてきたところであります。

言うまでもなく、高齢者の介護問題は、今や国民的課題であり、したがって、新たな制度づくりに当たっては、国民的合意が不可欠であります。しかし、現状では未だ国民各層の間で真剣な議論が深まっている状況には至っておりません。

これは、老人保健福祉審議会の最終報告が本年四月に発表された後、五月に厚生省試案及び修正試案、六月に制度案大綱が発表されるなど、制度案が目まぐるしく変更され、しかも全体的に検討期間が短かったことによるものと思われます。

このため、国においては、本制度に関する広範な情報を国民の前に詳らかにし、十分な時間をかけて慎重に論議する必要があります。

私共は、本年5月に関係団体である財団法人東京市町村自治調査会の中に、各市の福祉現場職員で構成する介護保険研究会を設置し、実際にこの制度が発足した場合にどのような事態になるのか検討してきましたが、市町村にとっては、様々な問題が包含されていることが判りました。

なお、10月22日開催の全国市長会関東支部役員会において、東京都市長会の発言の趣旨を了解し、各県市長会においてもさらに努力していくこととされました。

つきましては、全国市長会におかれましても、この趣旨に理解をいただき、この制度案について今後さらに検討のうえ、左記事項について必要な取り組みをされますようお願い申し上げます。

記

- 1 保険料収入により、国や都道府県・市町村の公費負担は従前より減少するものの、市町村の超過負担は急激に増加することが予想される。これは、人件費等が大宗を占める在宅サービスを中心とした実際の事業単価が国が示した介護保険単価を大きく上回ることによるものである。
- 2 現在行われている介護サービスと新制度のモデルプランとを比べると、比較的軽度の虚弱高齢者に対するサービス内容は、現行水準が高いので、これを維持していくためには、市町村負担の増加が予想される。
- 3 保険料賦課・徴収・滞納事務など、新たな経費の増加が見込まれるが、特に、住民異動率の高い大都市近郊自治体では、更新処理手続きなどに一層の負担が予想される。したがって、国の負担分については、その対象範囲など、算定の基本を明らかにし、適切な対応が求められる。
- 4 低所得者の中には、国民健康保険料の支払いに加え、さらに高い介護保険料を納める者もあり、このうえ、新たに一割の利用料を支払うこととなるので、これら低所得者への対策が必要である。
- 5 未納者等については、ペナルティを科すこととしているが、福祉サービスの性格から、現場では実行が極めて困難である。したがって、公費サービスの提供も考えざるを得ない場合も生じるので、制度化にあっては、対応策を講じる必要がある。
- 6 制度開始時には、介護申請が殺到することが予想されるが、現在の各市の老人福祉計画の進捗状況からみると、申請に見合った介護給付基盤の整備が整わない恐れがあるので、適切な対応措置を講じる必要がある。

- 7 介護認定を巡り、ドイツで年間約八万件の不服申立があったと聞くが、我が国においても同様の事態が発生すれば、市町村の福祉現場で混乱が生じるとともに、多大の事務負担をもたらす恐れがある。
- 8 介護サービスの対象となる要介護の認定機関やケアマネジメント機関が十分な機能を果たすためのシステムづくりや人材確保策を講じる必要がある。
- 9 この制度の実施に伴い、必要となる経費の国の財政措置は、地方交付税とは別途の新たな制度の創設などにより、実質的な措置となるよう適切な対策が必要である。

平成 8 年 1 1 月 1 4 日

東京都市長会会長

武蔵野市長 土 屋 正 忠

全国市長会会長

増 山 道 保 殿

「東京都財政健全化計画」に対する要望

平素、市町村の行財政運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の景気低迷による税収の減少や国の政策による先行減税などから財政状況がかつてないほど厳しい中で、市町村は、遅れている都市基盤整備や高齢化への対応、リサイクル社会の構築など緊急課題を抱え、行政運営に大変苦慮しております。

こうした中、都は本年11月、都財政の深刻な状況に鑑み財政の健全化を図るため、「東京都財政健全化計画」を発表し、健全化への目標や方策を明らかにしましたが、その進め方によっては市町村の行財政運営に多大な影響が出るのではないかと懸念しております。

市町村においても、厳しい財政状況の中で、可能な限り市民サービスを維持しつつ、かつ、徹底した内部努力による行財政改革の実行に真剣に取り組み、改善に努力しているところであります。

都の財政状況が厳しいことは承知しておりますが、各市町村も都と同様に厳しい状況でありますので、「東京都財政健全化計画」の実施にあたりましては、各市町村の財政状況を是非ご理解いただき、特段のご配慮を賜りたく、左記のとおり要望いたします。

記

- 1 市町村に対する包括補助金のあり方について検討を進めるとしているが、市町村調整交付金等の財政補完制度は、市町村の適切な財政運営を確保し、行財政水準の維持・向上を図る上で極めて重要な機能を果たしているもので、検討にあたってはこれまでの経緯を踏まえ、その役割に十分留意すること。
- 2 「市町村への財政支援の見直し」にあたっては、都と市町村との役割分担の一層の明確化を図るとしているが、制度発足以来の経緯や都と市町村の協議の経過など、それぞれの事情を十分考慮すること。
また、都の単独施策として、先導的、統一的に進めた施策については、その必要性の意義と経緯を十分考慮するとともに、市町村財政が、区部の財政調整制度と異なる状況にあることも十分考慮すること。
- 3 「制度の根本にまで遡った施策見直し」は、ソフト・ハードを問わず、すべての事業を対象としているが、老人医療費の助成、道路・街路・中小河川整備などの施策見直しにより、市民生活や多摩島しょ地域の基盤整備に大きな影響が生ずることとなるので、見直しにあたっては市町村の意見を十分聞きながら実施すること。
- 4 「行政改革大綱に掲げた六十四項目の具体化」のうち、市町村に関連する項目については、現在進められている都と市町村の協議を踏まえ、慎重に対処すること。

平成8年12月25日

東京都市長会会長
武蔵野市長 土屋 正 忠

東京都町村会会長
瑞穂町長 関谷 久

東京都知事
青島 幸男 殿

拝啓 平素から市町村の行財政運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般の都議会定例会におきまして「消費税と併せ過重負担となっているガソリン税の税率引下げに関する意見書」が採択されたと伺っております。

ご案内のように、揮発油税や地方道路税のいわゆるガソリン税は、道路整備緊急措置法に基づき全額道路財源への充当あるいは地方道路譲与税譲与金として地方の道路財源の充実強化など、道路整備において極めて重要な財源となっております。

とりわけ、多摩地域における南北道路網の早期拡充整備や改良拡幅整備の促進、鉄道連続立体交差化事業、多摩都市モノレール整備事業、多摩川架橋整備事業、土地区画整理事業等の促進のために、この税率堅持が私ども市町村の強く要望してきたところであります。

このため、東京都市長会としては、各省への予算要望活動あるいは全国市長会を通じた要望活動において、ガソリン税の税率堅持を主要な柱の一つとして位置づけ活動を展開してまいりました。

このような中で、先般、都議会で意見書が採択されましたことは、道路整備の促進を願う多摩都民に驚きを与えるとともに、各市長においては、大変困惑しているところでございます。

多摩地域の幹線道路の整備は、都議会の先生方のご努力により、近年促進されてきてはおりますが、本年8月の多摩選出都議会議員と市長との意見交換会でも申し述べたとおり、まだまだ課題が多く、今まで以上に力を尽くして促進を図っていかねばなりません。

財源難により、多摩都民が期待しております道路整備の促進が後退し、多摩都民に失望をもたらすことのないよう十分な配慮が必要でございます。

都議会の各先生方におかれましては、現在、置かれております多摩の現状をご推察の上、格別なるご支援をお願い申し上げます。

以上、書簡で誠に失礼かと存じますが、取り急ぎご支援をお願いいたしますとともに、今後とも多摩地域の一層の発展のためにご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成8年12月25日

東京都市長会会長

土 屋 正 忠

都 議 会 議 員

殿

平成8年12月27日

建設省道路局長

建設省都市局長 殿

東京都市長会会長

土 屋 正 忠

道路特定財源諸税の現行税率堅持並びに
多摩地域の道路整備の促進について

平素から多摩地域の都市基盤整備につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般の都議会定例会におきまして「消費税と併せ過重負担となっているガソリン税の税率引下げに関する意見書」が採択されましたが、揮発油税や地方道路税のいわゆるガソリン税は、道路整備緊急措置法に基づき全額道路財源への充当あるいは地方道路譲与税譲与金として地方の道路財源の充実強化など、道路整備において極めて重要な財源となっております。

とりわけ、多摩地域における南北道路網の早期拡充整備や改良拡幅整備の促進、鉄道連続立体交差化事業、多摩都市モノレール整備事業、多摩川架橋整備事業、土地区画整理事業等の促進のために、この税率堅持が私ども市町村の強く要望してきたところであります。

このため、東京都市長会としては、各省への予算要望活動あるいは全国市長会を通じた要望活動において、ガソリン税の税率堅持を主要な柱の一つとして位置づけ活動を展開してまいりました。

このような中で、先般、都議会でこの趣旨に反する意見書が採択されたことは、道路整備の促進を願う多摩都民に驚きを与えるとともに、各市長においては、大変困惑しているところでございます。そこで、本会は別紙のような要望書を都議会正副議長及び多摩選出全議員に提出いたしました。

多摩地域の幹線道路の整備は、建設省のご支援により、近年促進されてきてはおりますが、まだまだ課題が多く、今まで以上に力を尽くして促進を図っていく必要があります。

健全かつ良好な市街地を形成するため、各市自らも努力していく所存でありますので何卒、現在置かれております多摩の現状をご推察の上、今後とも格別なるご支援をお願い申し上げます。

8 東市会発第 1 1 1 号
平成 8 年 1 2 月 2 7 日

厚生大臣 小泉 純一郎 殿

東京都市長会会長
武蔵野市長 土 屋 正 忠

公的介護保険制度に関する要望について

平素、市町村の行財政運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新たな高齢者介護制度としての介護保険法案は、次の通常国会で審議されると伺っておりますが、東京都市長会は、老人保健福祉審議会の第二次報告が取りまとめられた後の本年 3 月 1 1 日、貴職宛要望書を提出し、将来にわたって安定的な運営が可能となる制度とするため、十分論議を尽くし、性急な法案化を避けるよう求めてきたところであります。

言うまでもなく、高齢者の介護問題は、今や国民的課題であり、したがって、新たな制度づくりに当たっては、国民的合意が不可欠であります。しかし、現状では未だ国民各層の間で真剣な議論が深まっている状況には至っておりません。

これは、老人保健福祉審議会の最終報告が本年 4 月に発表された後、5 月に厚生省試案及び修正試案、6 月に制度案大綱が発表されるなど、制度案が目まぐるしく変更され、しかも全体的に検討期間が短かったことによるものと思われます。

このため、国においては、本制度に関する広範な情報を国民の前に詳らかにし、十分な時間をかけて慎重に論議する必要があります。

私共は、本年 5 月に関係団体である財団法人東京市町村自治調査会の中に、各市の福祉現場職員で構成する介護保険研究会を設置し、実際にこの制度が発足した場合にどのような事態になるのか検討してきましたが、市町村にとっては、様々な問題が包含されていることが判りました。

よって、国においては、下記の事項について十分留意し、慎重に検討されるよう要望いたします。

記

- 1 保険料収入により、国や都道府県・市町村の公費負担は従前より減少するものの、市町村の超過負担は急激に増加することが予想される。これは、人件費等が大宗を占める在宅サービスを中心とした実際の事業単価が国が示した介護保険単価を大きく上回ることによるものである。

- 2 現在行われている介護サービスと新制度のモデルプランとを比べると、比較的軽度の虚弱高齢者に対するサービス内容は、現行水準が高いので、これを維持していくためには、市町村負担の増加が予想される。
- 3 保険料賦課・徴収・滞納事務など、新たな経費の増加が見込まれるが、特に、住民異動率の高い大都市近郊自治体では、更新処理手続きなどに一層の負担が予想される。したがって、国の負担分については、その対象範囲など、算定の基本を明らかにし、適切な対応が求められる。
- 4 低所得者の中には、国民健康保険料の支払いに加え、さらに高い介護保険料を納める者もあり、このうえ、新たに一割の利用料を支払うこととなるので、これら低所得者への対策が必要である。
- 5 未納者等については、ペナルティを科すこととしているが、福祉サービスの性格から、現場では実行が極めて困難である。したがって、公費サービスの提供も考えざるを得ない場合も生じるので、制度化にあっては、対応策を講じる必要がある。
- 6 制度開始時には、介護申請が殺到することが予想されるが、現在の各市の老人福祉計画の進捗状況からみると、申請に見合った介護給付基盤の整備が整わない恐れがあるので、適切な対応措置を講じる必要がある。
- 7 介護認定を巡り、ドイツで年間約8万件の不服申立があったと聞くと、我が国においても同様の事態が発生すれば、市町村の福祉現場で混乱が生じるとともに、多大の事務負担をもたらす恐れがある。
- 8 介護サービスの対象となる要介護の認定機関やケアマネジメント機関が十分な機能を果たすためのシステムづくりや人材確保策を講じる必要がある。
- 9 この制度の実施に伴い、必要となる経費の国の財政措置は、地方交付税とは別途の新たな制度の創設などにより、実質的な措置となるよう適切な対策が必要である。

8 東市会発第 1 1 2 号

平成 9 年 1 月 7 日

東京都知事

青 島 幸 男 殿

東京都市長会会長

武蔵野市長 土 屋 正 忠

介護保険制度に関する要望について

平素、各市の行財政運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新たな高齢者介護制度としての介護保険法案は、先の臨時国会に上程されましたが継続審議となり、次の通常国会で本格的に審議されると聞いております。

言うまでもなく、高齢者の介護問題は、今や国民的課題であり、したがって、新たな制度づくりに当たっては、国民的合意が不可欠であります。しかし、現状では未だ国民各層の間で真剣な議論が深まっている状況には至っておりません。

私共は、昨年 5 月に関係団体である財団法人東京市町村自治調査会の中に、各市の福祉現場職員で構成する介護保険研究会を設置し、実際にこの制度が発足した場合にどのような事態になるのか検討してきましたが、市町村にとっては、様々な問題が包含されていることが判りました。

このため、去る 12 月 27 日、別紙のとおり国に対し要望いたしたところであります。

つきましては、別紙要望書の趣旨を十分ご理解いただき、国に対して働きかけるとともに、特段のご支援等をお願い申し上げます。

15 各種審議会等の委員推せん決定事項

推せん年月日	役 職 名	市 長 名	任 期
8 . 4 . 25	東京国際フォーラム開館記念事業 実行委員会 委 員	武蔵野市長	8 . 4 . 1～ 9 . 3 . 31
	東京都都市景観条例（仮称）検討 委員会 委 員	八王子市助役	委嘱の日～ 9 . 3 . 31
	東京都社会福祉審議会 臨時委員	羽村市 福祉部長	平成8年 3月から 1年間
	東京都平和の日記念行事企画検討 委員会 委 員	八王子市長	8 . 4 . 1～ 9 . 3 . 31
	財団法人東京都区市町村振興協会 理 事	府中市長 武蔵野市長 多摩市長	8 . 5 . 29～ 10 . 5 . 28
	東京都都市計画地方審議会 委 員	武蔵野市長	会長在任中
	首都交通対策協議会 委 員	武蔵野市長	会長在任中
	関東地方交通審議会 特別委員	武蔵野市長	会長在任中
	北方領土の返還を求める都民会議 理 事	武蔵野市長	会長在任中
	社会を明るくする運動東京都実施 委員会 委 員	武蔵野市長	会長在任中
	東京都赤十字協賛委員支部協議会 副 会 長	武蔵野市長	会長在任中

推せん年月日	役 職 名	市 長 名	任 期
	東京ごみ会議 委 員	武 蔵 野 市 長	会長在任中
	健康づくり都民会議 理 事	武 蔵 野 市 長	会長在任中
	地球環境保全推進協議会 委 員	武 蔵 野 市 長	会長在任中
	東京都地域保健事業連絡協議会 委 員	武 蔵 野 市 長	会長在任中
	財団法人暴力団追放運動推進都民 センター 理 事	武 蔵 野 市 長	会長在任中
	東京いきいきらいふ推進協議会 委 員	武 蔵 野 市 長	会長在任中
	第47回全国植樹祭実行委員会 委 員	武 蔵 野 市 長	会長在任中
	全 国 市 長 会 相 談 役 都 県 会 長 理 事 評 議 員	府 中 市 長 武 蔵 野 市 長 八 王 子 市 長 田 無 市 長 調 布 市 長 小 金 井 市 長 福 生 市 長 羽 村 市 長	8. 総会～ 9. 総会
	全国市長会関東支部 顧 問 都 県 会 長 理 事	府 中 市 長 武 蔵 野 市 長 昭 島 市 長	8. 総会～ 9. 総会
8 . 5 . 2 4	東京農林統計協会 理 事 監 事	福 生 市 長 武蔵村山市長 あきる野市長 八 王 子 市 長	8. 7.16～ 10. 7.15

推せん年月日	役 職 名	市 長 名	任 期
	東京都国民健康保険団体連合会 理 事	立 川 市 長 町 田 市 長 小 金 井 市 長 国 立 市 長 田 無 市 長 稲 城 市 長	8 . 8 . 1～ 11 . 7 . 31
	東京都国民健康保険団体連合会 「非常勤役員の報酬、費用弁償等 に関する審議会」 委 員	青 梅 市 長	8 . 8 . 1～ 11 . 7 . 31
	東京都交通安全対策会議 委 員	保 谷 市 長	8 . 7 . 1～ 10 . 6 . 30
	東京都障害者施策推進協議会 委 員	狛 江 市 長	8 . 6 . 1～ 10 . 5 . 31
	東京都農業信用基金協会 監 事	清 瀬 市 長	8 . 6 . 29～ 11 . 6 . 28
	東京都立科学技術大学交流事業協 議会 委 員	八 王 子 市 長	8 . 7 . 1～ 10 . 6 . 30
8 . 7 . 25	都から区市町村への分権のあり方 検討委員会 委 員	三 鷹 市 長	8 . 6 . 26～ 9 . 3 . 31
	復興計画検討委員会 委 員 幹 事 部 会 員	国 分 寺 市 長 国分寺市 都市整備部長 国分寺市 まちづくり推進課長	8 . 6 . 27～ 9 . 3 . 31

推せん年月日	役 職 名	市 長 名	任 期
	東京都ボランティア・非営利団体の活動促進に関する懇談会 委 員	武蔵野市 企画部長	8. 6. 1～ 9. 3. 31
	東京都有機農産物等流通推進協議会 委 員	小平市 生活文化部長	就任の日～ 9. 3. 31
	ニューインポートフェア東京'96 実行委員会 幹 事	三鷹市 生活文化部長	8. 6. 17～ 事業終了日の翌日
	東京都農業会議 6号会議員	羽 村 市 長	8. 8. 19～ 11. 8. 18
	東京都水防協議会 委 員	稲 城 市 長	残任期間及 8. 9. 1～ 10. 8. 31
	東京都都市計画地方審議会 代 理 者	昭 島 市 長	会長在任中
	緑の募金運営協議会 委 員	保 谷 市 長	8. 6. 1～ 10. 5. 31
	東京都公衆浴場対策協議会 委 員	国分寺市助役	8. 7. 1～ 10. 6. 30
	東京ルネッサンス推進委員会 委 員	武 蔵 野 市 長	会長在任中
	東京都防災会議 委 員	保 谷 市 長	就任の日～ 8. 10. 15

推せん年月日	役 職 名	市 長 名	任 期
	東京都障害者施策推進協議会 委 員	東 大 和 市 長	就任の日～ 10. 5. 31
	東京市町村総合事務組合 第 2 区議員	稲 城 市 長	就任の日～ 10. 3. 31
8 . 8 . 23	東京都国土利用計画地方審議会 委 員	羽 村 市 長	8 . 9. 12～ 11. 9. 11
	東京都防災会議 委 員	保 谷 市 長	8 . 10. 15～ 10. 10. 14
	東京都中小企業振興対策審議会 委 員	調 布 市 長	8 . 10. 23～ 10. 10. 22
	全国市長会関東支部 理 事	小 金 井 市 長	就任の日～ 9 . 総会
8 . 10 . 25	東京都環境審議会 委 員	田 無 市 長	8 . 11. 1～ 10. 10. 31
	東京都医療審議会 委 員	青 梅 市 長	8 . 11. 1～ 10. 10. 31
	日本赤十字社東京都支部 支部評議員 本社代議員 本社理事	小 平 市 長 小 平 市 長	就任の日～ 10. 2. 13 就任の日～ 9 . 3. 31
	東京市町村総合事務組合 第 1 区議員	国 立 市 長	就任の日～ 10. 3. 31

推せん年月日	役 職 名	市 長 名	任 期
9 . 1 . 27	東京都国民健康保険委員会 保険者代表委員	国分寺市長	9 . 2 . 1～ 11 . 1 . 31
	被保険者代表委員	国分寺市民	
	東京ごみ会議 委 員	武蔵野市長	9 . 1 . 29～ 11 . 1 . 28
	東京都自然環境保全審議会 委 員	田無市長	9 . 4 . 1～ 11 . 3 . 31
9 . 2 . 25	財団法人東京善意銀行 理 事	昭島市長	就任の日～ 10 . 5 . 30
	東京都国民年金協議会 副会長 会計監事	羽村市長 小金井市長	9 . 4 . 1～ 11 . 3 . 31
	財団法人東京都公園協会 評議員	東久留米市長	
	財団法人東京都高齢者事業 振興財団 理 事 監 事	日野市長 立川市助役	9 . 4 . 1～ 11 . 3 . 31
	東京都平和の日記念行事企画検討 委員会 委 員	八王子市長	
	東京都国民健康保険審査会 委 員	小平市長	9 . 4 . 1～ 12 . 3 . 31

推せん年月日	役 職 名	市 長 名	任 期
	東京都国民健康保険団体連合会 診療報酬審査支払業務運営協議会 委 員	小 平 市 長 国 立 市 長	9 . 4 . 1 ~ 11 . 3 . 31
	日本赤十字社東京都支部 本社理事	小 平 市 長	9 . 4 . 1 ~ 12 . 3 . 31

附 属 資 料

- 1 平成9年度東京都予算編成に対する要望事項 75
- 2 全国市長会関東支部総会への提出議案 143
- 3 東京都市町村と北京市区県との友好交流事業 163

1 平成9年度東京都予算編成に対する要望事項

8 東市会発第55号

平成 8 年 8 月 2 日

東京都知事、副知事 殿

東京都市長会会長

武蔵野市長 土 屋 正 忠

平成 9 年度東京都予算編成に対する
要望事項について

日頃、市行財政に対しまして、格別なる御指導と御援助を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の市の財政事情は、景気の低迷や政策減税に加え、補助金・負担金のカット等により大変厳しい状況下におかれています。

こうした中であって、市は、行政の簡素化、効率化に努めるとともに、市民サービスの低下を招くことのないよう、諸施策の遂行に鋭意努力を重ねているところであります。

つきましては、東京都の平成 9 年度の予算編成にあたり、市の厳しい財政状況等を充分ご賢察のうえ、予算要望を実現されますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、事務事業の見直しにあたりましては、今までの信頼関係を損なうことのないよう、慎重な対応をお願い申し上げます。

8 東市会発第 5 5 号

平成 8 年 8 月 2 日

各 局 長 殿

東京都市長会総務文教部会長

青梅市長 田 辺 栄 吉

平成 9 年度東京都予算編成に対する
要望事項について

日頃、市行財政に対しまして、格別なる御指導と御援助を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の市の財政事情は、景気の低迷や政策減税に加え、補助金・負担金のカット等により大変厳しい状況下におかれています。

こうした中であって、市は、行政の簡素化、効率化に努めるとともに、市民サービスの低下を招くことのないよう、諸施策の遂行に鋭意努力を重ねているところであります。

つきましては、東京都の平成 9 年度の予算編成にあたり、市の厳しい財政状況等を充分ご賢察のうえ、予算要望を実現されますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、事務事業の見直しにあたりましては、今までの信頼関係を損なうことのないよう、慎重な対応をお願い申し上げます。

要 望 項 目

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 政策報道室 | 1 多摩地域の個性と魅力ある自立都市圏の形成に向けた施策の推進 |
| | 2 高度情報化に対応したまちづくりの推進 |
| | 3 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進 |
| 総 務 局 | 1 市町村調整交付金制度の充実 |
| | 2 市町村振興交付金制度の充実 |
| | 3 区市町村振興基金制度の充実 |
| | 4 市町村地域づくり事業交付金の拡充 |
| | 5 市長委任事務等にかかる超過負担の解消 |
| | 6 広域行政圏の計画事業に対する財政補完の拡充 |
| | 7 公共用地取得に対する総合助成等の実施 |
| | 8 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助、同事務費補助の増額等 |
| | 9 防災事業の充実と財政援助等の確立 |
| | 10 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進 |
| | 11 廃棄物の中間処理施設整備に係る財政援助の充実 |
| | 12 廃棄物最終処分場の計画等に係る技術的援助等の充実 |
| | 13 ごみの減量化・資源化等に対する指導・財政援助等 |
| | 14 公共下水道事業及び流域下水道事業に係る市財政負担の軽減 |
| | 15 多摩地域の個性と魅力ある自立都市圏の形成に向けた施策の推進 |
| | 16 高度情報化に対応したまちづくりの推進 |
| 財 務 局 | 1 境界確定処理の迅速化 |
| | 2 市長委任事務等にかかる超過負担の解消 |

生活文化局

- 1 市町村コミュニティ施設及びスポーツレクリエーション施設等、余暇・生涯学習施設建設費に対する新たな補助制度の創設
- 2 放置自転車及び原動機付自転車対策の拡充
- 3 交通安全運動及び交通安全教育に対する財政援助
- 4 消費者生活対策施策の充実
- 5 青少年育成地域活動費補助等の充実
- 6 都市美事業の推進及び補助制度の拡充
- 7 外国人私費留学生に対する助成策の創設
- 8 国際化施策推進のための総合的な取り組みの強化
- 9 余裕教室有効活用に伴う改造事業に対する補助制度の新設
- 10 自動二輪車の放置対策の推進

教 育 庁

- 1 公立小・中学校施設の大規模改造及び改築事業に対する補助制度の新設
- 2 公立学校建物の耐震・耐力度調査及び耐震補強工事に対する補助制度の新設並びに指導体制の確立
- 3 余裕教室有効活用に伴う改造事業に対する補助制度の新設
- 4 社会教育施設、文化施設及び体育施設の整備促進並びに都立保存図書館の建設
- 5 埋蔵文化財対策の充実並びに収蔵施設の建設
- 6 市長委任事務等にかかる超過負担の解消

警 視 庁

- 1 信号機等の整備
- 2 警察署等の設置
- 3 自動二輪車の放置対策の推進
- 4 都市美事業の推進及び補助制度の拡充

消 防 庁

- 1 消防力の充実強化

8 東市会発第 5 5 号

平成 8 年 8 月 2 日

各 局 長 殿

東京都市長会厚生部会長

町田市長 寺 田 和 雄

平成 9 年度東京都予算編成に対する

要望事項について

日頃、市行財政に対しまして、格別なる御指導と御援助を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の市の財政事情は、景気の低迷や政策減税に加え、補助金・負担金のカット等により大変厳しい状況下におかれています。

こうした中であって、市は、行政の簡素化、効率化に努めるとともに、市民サービスの低下を招くことのないよう、諸施策の遂行に鋭意努力を重ねているところであります。

つきましては、東京都の平成 9 年度の予算編成にあたり、市の厳しい財政状況等を充分ご賢察のうえ、予算要望を実現されますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、事務事業の見直しにあたりましては、今までの信頼関係を損なうことのないよう、慎重な対応をお願い申し上げます。

要 望 項 目

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 福 祉 局 | 1 市町村社会福祉協議会に対する補助等の充実 |
| | 2 心身障害者（児）に対する各種福祉施策の充実 |
| | 3 心身障害者（児）通所訓練等事業の拡充 |
| | 4 心身障害者（児）に対する福祉機器等の給付・助成事業の充実 |
| | 5 心身障害者（児）施設の増設と補助の充実等 |
| | 6 重度身体障害者向け生活寮制度の設置 |
| | 7 精神障害者授産施設の建設及び共同作業所通所訓練事業運営費補助金の増額 |
| | 8 社会福祉施設の新規設置に伴う施設整備費補助金の充実 |
| | 9 高齢者在宅サービスセンター等の整備充実 |
| | 10 ホームヘルパー派遣事業の充実 |
| | 11 ねたきり高齢者対策の充実 |
| | 12 ひとり暮らし高齢者対策の充実 |
| | 13 高齢者給食サービス事業の充実 |
| | 14 痴呆性高齢者対策の推進 |
| | 15 老人福祉施設入所高齢者に対する老人保健医療費の助成 |
| | 16 老人クラブ運営費補助の拡充 |
| | 17 高齢者福祉に係る諸施策の充実 |
| | 18 老人入所施設の建設促進及び運営費助成の充実 |
| | 19 精神疾患を持つ高齢者対策について |
| | 20 心身障害者・高齢者・ひとり親家庭の住宅対策の拡充 |
| | 21 高齢者のための住宅建設の飛躍的拡充及び住宅対策の充実 |
| | 22 福祉人材開発施策の充実等 |
| | 23 保育所運営費補助制度の充実 |
| | 24 定員に見合った保母配置通年制の確立と保母配置基準の改善 |
| | 25 保育所施設整備費等の充実 |
| | 26 保育室運営事業及び家庭福祉員事業費補助の充実 |

- 27 乳幼児医療費助成制度の充実
- 28 学童クラブに対する補助制度の充実
- 29 国民健康保険事業への助成
- 30 国民健康保険事業運営円滑化への体制整備
- 31 余裕教室有効活用に伴う改造事業に対する補助制度の新設

衛 生 局

- 1 1歳6か月児健康診査の補助額の引き上げ等
- 2 予防接種費都補助額の増額
- 3 老人保健法の保健事業費補助の充実
- 4 各種歯科診療事業の補助制度の拡充
- 5 重度身体障害者等に対する訪問看護制度の拡充
- 6 休日、準夜診療事業（含歯科）補助の充実
- 7 保健医療福祉情報の広域的システム化の検討
- 8 地域保健サービスに対する支援措置
- 9 保健婦及び栄養士の確保策の充実
- 10 看護婦等確保策の充実
- 11 保健所機能の充実強化
- 12 都立病院の整備促進
- 13 公立病院運営費補助等の充実
- 14 都立施設における伝染病患者の収容体制及び消毒作業の広域的処理体制の整備
- 15 精神障害者授産施設の建設及び共同作業所通所訓練事業運営費補助金の増額
- 16 精神疾患を持つ高齢者対策について

労働経済局

- 1 勤労者互助会等の事業への助成
- 2 シルバー人材センター事業の充実

8 東市会発第 5 5 号

平成 8 年 8 月 2 日

各 局 長 殿

東京都市長会環境部会長

小金井市長 大久保 慎 七

平成 9 年度東京都予算編成に対する
要望事項について

日頃、市行財政に対しまして、格別なる御指導と御援助を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の市の財政事情は、景気の低迷や政策減税に加え、補助金・負担金のカット等により大変厳しい状況下におかれています。

こうした中であって、市は、行政の簡素化、効率化に努めるとともに、市民サービスの低下を招くことのないよう、諸施策の遂行に鋭意努力を重ねているところであります。

つきましては、東京都の平成 9 年度の予算編成にあたり、市の厳しい財政状況等を充分ご賢察のうえ、予算要望を実現されますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、事務事業の見直しにあたりましては、今までの信頼関係を損なうことのないよう、慎重な対応をお願い申し上げます。

要 望 項 目

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 環境保全局 | 1 環境調査及び地域環境管理計画策定事業に対する補助制度の創設 |
| | 2 東京都環境情報管理システムの情報網の拡大・充実 |
| | 3 東京都公害防止条例市委任事務交付金の増額 |
| | 4 地下水の広域汚染調査及び対策の促進 |
| | 5 大気汚染対策の充実 |
| | 6 航空機騒音調査及び騒音対策の充実 |
| | 7 清流復活事業の推進 |
| | 8 湧水（源流）保全対策の実施 |
| | 9 河川・水路における浄化対策の促進 |
| | 10 公共施設等緑化事業などに対する補助制度の復活 |
| | 11 緑地保全地域の拡大と公有化の推進 |
| | 12 緑地保全の充実 |
| | 13 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進 |
| 清 掃 局 | 1 廃棄物の中間処理施設整備に係る財政援助の充実 |
| | 2 廃棄物最終処分場の計画等に係る技術的援助等の充実 |
| | 3 ごみの減量化・資源化等に対する指導・財政援助等 |
| 下 水 道 局 | 1 流域下水道事業の促進と財政援助 |
| | 2 汚泥処分地の確保 |

8 東市会発第 5 5 号

平成 8 年 8 月 2 日

各 局 長 殿

東京都市長会建設部会長

昭島市長 伊 藤 徳 彦

平成 9 年度東京都予算編成に対する
要望事項について

日頃、市行財政に対しまして、格別なる御指導と御援助を賜り
厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の市の財政事情は、景気の低迷や政策減税に加え、
補助金・負担金のカット等により大変厳しい状況下におかれてい
ます。

こうした中であって、市は、行政の簡素化、効率化に努めると
ともに、市民サービスの低下を招くことのないよう、諸施策の遂
行に鋭意努力を重ねているところであります。

つきましては、東京都の平成 9 年度の予算編成にあたり、市の
厳しい財政状況等を充分ご賢察のうえ、予算要望を実現されます
よう特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、事務事業の見直しにあたりましては、今までの信頼関係
を損なうことのないよう、慎重な対応をお願い申し上げます。

目 次

都市計画局	1 業務核都市及び多摩の「心」・「地区中心」等の育成整備
	2 都市計画事業推進のための補助等の新設・拡充
	3 生産緑地地区の買い取りに対する財政援助
	4 公共下水道事業及び流域下水道事業に係る市財政負担の軽減
	5 流域下水道事業の促進と財政援助
	6 汚泥処分地の確保
	7 土地区画整理事業補助制度の充実
	8 地区計画制度に対する補助制度等の拡充
	9 雨水流出抑制施設（遊水池、貯留施設等）設置費補助制度の強化
	10 鉄道連続立体交差化事業の促進、複線化事業の推進及び輸送サービスの改善並びに市町村負担の軽減
	11 多摩都市モノレール等公共交通システムの整備促進
	12 東京都新都市建設公社の組織体制の強化
	13 駐車場整備等の推進
	14 大型都市施設の立地に伴うアクセス道路等の整備促進
	15 建築基準行政事務の市移管に伴う財政支援措置等の拡充
	16 公共事業に係る残土処理対策
	17 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進
	18 都市美事業の推進及び補助制度の拡充
労働経済局	1 都市農業の展開へ向けての諸施策の充実
	2 土地改良事業の拡充
	3 林業振興に対する援助
	4 国土調査法による地籍調査事業補助金の引上げ及び補助枠の拡大
	5 畜産業に対する振興策の拡充

- 6 地域中小企業振興センターの設置
- 7 商工業振興対策の拡充
- 8 土地の先行取得に対する利子補給制度の拡充

住 宅 局

- 1 都営住宅の質的改善と居住環境整備
- 2 高齢者向け賃貸住宅の融資基準額の引き上げ
- 3 心身障害者・高齢者・ひとり親家庭の住宅対策の拡充
- 4 住宅マスタープラン実施に当たっての助成・支援措置の拡充
- 5 高齢者のための住宅建設の飛躍的拡充及び住宅対策の充実
- 6 公営住宅の収入超過者への公社・公団住宅の空き家の斡旋及び都民住宅の供給促進

多 摩 都 市

整 備 本 部

- 1 多摩ニュータウン開発計画の推進
- 2 業務核都市及び多摩の「心」・「地区中心」等の育成整備
- 3 大型都市施設の立地に伴うアクセス道路等の整備促進

建 設 局

- 1 一般都道並びに都市計画道路の整備促進
- 2 多摩川架橋の整備
- 3 東京都道路整備特別交付金制度の拡充
- 4 市町村土木費補助の拡充
- 5 交通安全施設整備費補助の充実
- 6 放置自転車及び原動機付自転車等対策の拡充
- 7 普通河川整備事業補助制度の新設
- 8 中小河川の改修及び環境整備の促進
- 9 都立公園及び緑地（緑道）の拡充整備と緑の倍增計画の推進
- 10 霊園等の整備推進及び助成制度の新設
- 11 都道掘削に伴う復旧監督事務費の徴収免除

- 12 架空線等の地中化事業の促進
- 13 河川区域内民有地の公有化の推進
- 14 都施行都市計画道路事業の用地買収に伴う市有財産（現況道路敷地）の時価相当額による買収
- 15 清流復活事業の推進
- 16 東京都公共基準点網の整備促進
- 17 自動二輪車の放置対策の推進
- 18 雨水流出抑制施設（遊水池、貯留施設等）設置費補助制度の強化
- 19 鉄道連続立体交差化事業の促進、複線化事業の推進及び輸送サービスの改善並びに市町村負担の軽減
- 20 都市美事業の推進及び補助制度の拡充

中央卸売市場 1 多摩地域青果中央卸売市場の整備

水 道 局 1 受託水道事業特別会計予算の運用
 2 清流復活事業の推進

重点要望事項

目次

1	多摩地域の個性と魅力ある自立都市圏の形成に向けた施策の推進	92
2	市町村調整交付金等総合的財政補完の充実強化	94
3	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業の拡充	95
4	防災事業の充実と財政援助等の確立	96
5	放置自転車及び原動機付自転車等対策の拡充	99
6	公立小・中学校施設大規模改造及び改築事業に対する補助制度の新設	101
7	公立学校建物の耐震・耐力度調査及び耐震補強工事に対する補助制度の新設並びに指導体制の確立	102
8	社会教育施設、文化施設及び体育施設の整備促進	103
9	余裕教室有効活用に伴う改造事業に対する補助制度の新設	104
10	心身障害者（児）福祉の充実	105
11	高齢者福祉の充実	107
12	国民健康保険事業への助成	110
13	精神障害者授産施設の建設及び共同作業所通所訓練事業運営費補助金の増額	112
14	地域保健サービスに対する支援措置	113
15	保健所機能の充実強化	114
16	保健婦及び栄養士確保策の充実	115
17	看護婦確保策の充実	116
18	都立病院の整備促進	117
19	公立病院運営費補助等の充実	118
20	大気汚染対策の充実	119

2 1	航空機騒音調査の充実	120
2 2	緑地保全及び清流復活事業等の推進	121
2 3	ごみの減量化・資源化及び廃棄物の処理並びに廃棄物最終処分場の 計画等に対する財政援助等の充実	122
2 4	下水道事業の促進と財政援助	125
2 5	業務核都市及び多摩の「心」・「地区中心」等の育成整備	126
2 6	都市計画事業推進のための補助等の新設・拡充	127
2 7	土地区画整理事業及び地区計画制度に対する補助制度の充実	128
2 8	鉄道連続立体交差化事業の促進、複線化事業の推進及び 輸送サービスの改善並びに市町村負担の軽減	129
2 9	多摩都市モノレール等公共交通システムの整備促進	130
3 0	都市農業の展開へ向けての諸施策の充実	132
3 1	都営住宅の質的改善と居住環境整備	134
3 2	高齢者のための住宅建設の飛躍的拡充及び住宅対策の充実	135
3 3	一般都道並びに都市計画道路の整備促進	136
3 4	多摩川架橋の整備促進	137
3 5	東京都道路整備特別交付金制度の拡充	138
3 6	市町村土木費補助の拡充	139
3 7	架空線等の地中化事業の促進	140

1 多摩地域の個性と魅力ある自立都市圏の形成に向けた施策の推進

多摩地域は、職・緑・遊・住・学のバランスのとれた個性と魅力ある自立都市圏の形成を目指して、事業の計画的推進を図ってきたところであるが、なお残された数多くの事業・課題がある。

また、多摩の「心」育成・整備指針が示され、さらに、業務核都市基本構想も承認されており、自立都市圏の中心となる多摩の「心」及び「地区中心」の育成整備や交通ネットワークの整備など、積極的な事業展開が望まれるところである。

ついては、これまでの施策や成果を踏まえ、市町村と十分な調整を図りながら、豊かで魅力ある個性的な地域づくりのため、次の施策の推進に積極的に取り組まれない。

特に、最近の都の財政事情による見直しが行なわれているが、これにより各市の財政負担の増加をきたさないようにするとともに、今後の多摩の振興施策推進に後退のないよう特段の配慮をされたい。

- 1 自立都市圏の中心となる多摩の「心」、「地区中心」等の育成整備
- 2 立ち遅れた幹線道路・軌道系交通等の都市基盤の整備
- 3 多摩東京移管百周年記念事業に選定された12事業のほか、医療・文化等の本格的な都市施設の整備促進及び国体の開催に向けた推進体制等の整備
- 4 災害に強いまちづくりの推進と地域防災計画の見直し
- 5 多摩地域に残されている多様で貴重な「水と緑」の保全
- 6 リサイクル型社会の構築によるごみ減量化・資源化等の推進
- 7 人口の急速な高齢化に対応した施策の充実
- 8 多摩地域に適応した産業業務機能の集積促進による地域経済基盤の確立

- 9 多摩振興基金は、都の財政事情により取り崩されてきているが、多摩新時代創造のための振興施策の推進に支障のないよう特段の配慮を要望する。

2 市町村調整交付金等総合的財政補完の充実強化

多摩新時代の創造に向けて、市町村の行政水準の向上、都市基盤・都市施設の整備促進を図るため、次の財政補完制度について積極的な措置を講じられたい。

特に、地域保健サービス、震災対策、ごみ減量・リサイクル推進など緊急課題に対する都市財政負担増大に対応するため、特段の配慮を願いたい。

- 1 市町村調整交付金の長期安定的な財源を確保するとともに、交付額を大幅に増額されたい。
- 2 市町村振興交付金制度における適用事業を拡大するとともに、交付額を増額されたい。
- 3 区市町村振興基金の増額と貸付利息減免及び低利貸付について対象の拡大を図るとともに、借換制度の新設等制度の拡充を図られたい。
- 4 市町村地域づくり事業に対する恒久的な支援制度となるよう、市町村地域づくり事業交付金の拡充を図られたい。
- 5 公共用地取得に対する総合的な助成制度の充実を図られたい。

3 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業の拡充

公・私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正するため、次の事項について積極的にその実現を図られたい。

なお、幼稚園類似の幼児施設の保護者補助金制度は、既に広く都民の間に普及定着している実態に鑑み、十分慎重に取り扱われたい。

- 1 補助単価の計画的な増額を図られたい。
- 2 補助対象経費は保育料に限定されており、入園料については除外されているので、この経費を含めて補助対象とされたい。
- 3 事務費補助については、均等割額及び園児数割額が極めて低額であるので、大幅に補助単価を引き上げられたい。また、幼稚園類似の幼児施設をも交付対象とされたい。

4 防災事業の充実と財政援助等の確立

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以降、地震災害に対する市民の関心は極めて高く、各市とも防災施設の整備や防災教育の実施等、広範にわたる各種の事業に取り組んでいるが、予測を超える直下型地震等の被害に対応するためにも、より広域的な備えが必要となっている。

については、今回の震災を契機として、多摩地域に対する都における防災事業の充実を図るとともに、次の事業に対して積極的な措置を講じられたい。

1 防災都市づくりについて

- (1) 災害に強いまちづくりのため、道路拡幅、公園・緑地等のオープンスペースの確保、市街地再開発・土地区画整理事業等、各種事業の促進を図るとともに、各市の事業への財政的支援も講じられたい。

特に、都市計画の中で、物資緊急輸送確保のための都道の拡幅・整備を早急に進められたい。

- (2) 防災拠点施設、ライフライン施設、幹線道路・橋梁等、各種公共施設の耐震診断の実施と耐震強化を図られたい。

2 地域防災計画及び被害想定の見直しについて

- (1) 都の地域防災計画の全般的な見直しに伴う市町村の防災計画の見直しについて、助言・指導を行なわれたい。
- (2) 被害想定の見直しについて、「直下型」地震を含めた見直しを行われたい。
- (3) 建築物や構造物等の安全基準について早急に見直しを図られたい。
- (4) 多摩地域における活断層・液状化調査の実施と情報提供を図られたい。
- (5) 都道府県間、都と市町村及び市町村相互間等の有機的な連繫を確保できる広域

的な応急救護・救援及び防災・復旧等の救援・支援体制の整備を図られたい。

また、職員の派遣や救援物資の支援、さらには情報ルートの確立について、都が一元的に行なえるような体制の充実を図られたい。

- (6) 警察、消防、自衛隊、関係機関との広域的な情報連絡・相互協力体制の充実を図られたい。
- 3 防災施設の充実について、各地域、ブロックごとにヘリポートや備蓄倉庫を整備するとともに、給水を確保するための給水車またはウォーターパッカーを配備されたい。
- 4 市における各種防災事業に対する財政援助の充実を図られたい。

- (1) 防災備蓄倉庫、防災行政無線、地域防災無線、コミュニティ防災センター、飲料貯水槽、防火貯水槽、応急給水槽等の施設整備並びに防災資機材、備蓄品等の購入及び更新に対する財政援助の制度を確立、充実を図られたい。

また、街頭消火器の薬剤詰め替え、格納箱の更新、修理費等についても財政援助を実施されたい。

- (2) 公共施設に係る耐震診断及び耐震診断の結果に伴う改修等に係る費用について、早急に財政援助の制度を確立し、支援を実施されたい。

また、ブロック塀及び建築物等の倒壊・落下、がけ地の崩落、その他防災に関する各種調査に対する財政援助を図るとともに、これらの改善費用に対する融資制度を新設されたい。また、民間建築物の耐震改修に係る支援について、積極的な対応を図られたい。

- (3) 総合防災訓練及び自主防災組織の育成に対する財政援助を実施されたい。
- (4) 消防団の器材格納庫（詰所）の設置、消防ポンプ車の買い替え、起震車購入に対する財政援助を実施されたい。

また、非常備消防の整備・維持に対する財政援助の拡充を図られたい。

- (5) 地震計ネットワーク化事業の推進を図るため、補助額の増額及び加速度計の撤去、移設等について財政援助を実施されたい。

5 調布飛行場の防災拠点整備及び基地跡地内公園の活用について

- (1) 多摩東部地区における災害時の情報集積、発進及び物資集積・配送場所として、立川基地のサブ核づくりを早急に検討し、実施されたい。
- (2) 調布基地跡地内に設置される武蔵野の森スタジアム及び武蔵野の森公園を広域避難場所とし、防災備蓄倉庫、流水式耐震貯水槽の設置及び平常時における防災教育施設を包含した防災公園を整備されたい。

5 放置自転車及び原動機付自転車等対策の拡充

駅周辺における自転車及び原動機付自転車対策については、改正法により鉄道事業者に対し、自転車駐車場設置に対する積極的協力義務が課せられたところであるが、その実効性を図るため、次の事項について関係機関へ要請するとともに、一層の支援を図られたい。

1 自転車駐車場用地の確保等について

- (1) 自転車駐車場用地の確保のため、都有地の無償開放を行うとともに、鉄道事業者、道路公団等に対し用地提供を要請されたい。

また、国鉄清算事業団用地の地方自治体への払下げについては、価格等において優遇措置を講じるよう、国に要請されたい。

- (2) 多摩都市モノレール、その他新駅周辺又は駅地下等の自転車駐車場用地を確保されたい。

特に、平成9年度開業に向けた多摩都市モノレール事業においては、現在のところ都民の重要な端末交通手段となっている自転車駐車場の設置が考慮されていないため、都における設置を含めた積極的な対応を講じられたい。

- (3) 中央本線（三鷹～立川）連続立体交差化事業が平成7年11月に事業認可され、平成15年完成を目指し進められているが、完成時には、その高架下を自転車駐車場として確保されたい。

- (4) 市の自転車駐車場用地取得に対する補助制度を拡充されたい。

2 自転車駐車場施設の設置・維持管理等について

- (1) 市が設置する自転車駐車場に対し、施設設置補助を拡充するとともに、用地の賃借料や施設の維持管理費用に対し、補助制度を確立されたい。

- (2) 放置自転車等の整理・撤去・処分について、都としても積極的に取り組むとともに、市負担への補助制度を確立されたい。

また、国・鉄道事業者等に対しても取り組み要請をされたい。

- (3) すでに自転車駐車場用地として提供されている都有地の賃借料の減免措置を講じられたい。

3 自動二輪車の放置対策の推進について

駅周辺に放置された50CC以上の二輪車（以下自動二輪車）の取締り強化を図られたい。また、自動二輪車駐車場施設に対する補助制度の拡充を図られたい。

6 公立小・中学校施設大規模改造及び改築事業に対する補助制度の新設

多摩地区の各市においては、木造から鉄筋化した校舎及び児童・生徒の急増時に建設した校舎の大規模改造または、改築を行なわざるを得ない時期に至っている。

これらの事業を実施するには、多大な財政負担を強いられるものであり、積極的な財政措置を講じられたい。

- 1 学校施設の大規模改造及び改築事業に対する都としての補助制度を新設されたい。
- 2 これらの事業に対する国の補助制度では、財政力指数によるいわゆる割り落とし（3分の1補助と7分の2補助）が行なわれており、特別区の場合は、その差額が都区財政調整によって補完されている。

しかし、市においてはそのような措置がないため財政負担が大きいので、都における財政措置を講じられたい。

多摩地区の各市においては、昭和40年代から50年代にかけて児童・生徒の急増期に建設した学校が多数存在し、これらのほとんどは、いわゆる新耐震設計基準に適合していない。

こうした中で、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災においては、学校施設も相当の被害を受けている状況にあり、実質的には住民の避難場所ともなる学校施設をより安全なものに改築・改造することが強く求められている。

このため、各市においては、新耐震設計基準が施行される前に建築した学校の耐震・耐力度調査と、この調査結果に基づく耐震補強工事等が急がれているところである。

ついては、耐震・耐力度調査に係る費用並びに耐震補強工事の費用等に対する都の補助制度を新設されるとともに、これらの調査並びにその結果等に対する都の指導体制を確立されたい。

8 社会教育施設、文化施設及び体育施設の整備促進

多摩地区は区部に比べ、社会教育、文化、体育の振興、育成を図るための広域的な施設が不足しており、住民から設置について強い要望がある。

については、多摩地域に都立の社会教育施設、文化施設及び体育施設の整備を積極的に推進されたい。特に、現在計画中の事業については、計画を減速させないよう、更なる推進を図られたい。

9 余裕教室有効活用に伴う改造事業に対する補助制度の新設

多摩地域においては、現在、余裕教室の有効活用のための改造を学校施設の大規模改造事業などと合わせて実施しているが、ゆとりと潤いのある学校教室の促進や社会教育振興・地域住民の活動の場として、その改修整備が急がれているところである。

については、余裕教室の改造事業に対する補助制度を新設されたい。

また、余裕教室の活用については、地域コミュニティの醸成や福祉施設としての活用など、幅広く活用できるよう関係機関と協議の上、特段の措置を講じられたい。

10 心身障害者（児）福祉の充実

心身に障害を持つ人と持たない人が、共に地域社会の中で健康で安定した生活をおくるためには、物心両面にわたる取り組みが必要である。

よって、次の事項について積極的にその実現を図られたい。

- 1 心身障害者（児）医療費助成対象者の範囲の拡大及び事務委託金の増額を図られたい。
- 2 心身障害者福祉手当額をさらに引き上げるとともに、支給対象者の範囲を拡大されたい。
- 3 心身障害者（児）の移動を容易にし、社会生活の拡大を図るため、移動手段に対する補助制度を拡充されたい。
- 4 聴覚障害者や言語障害者のコミュニケーション手段の確保を図り、社会参加を促進するための手話通訳者や要約筆記者の派遣事業に対し、助成制度を新設されたい。
- 5 単独で外出が困難な知的障害者の外出時に付き添い看護を行なうガイドヘルパーを派遣し、その自立と社会参加を促進されたい。
- 6 精神薄弱者授産施設（通所）の措置基準に、重度加算を加えられたい。
- 7 心身障害者（児）通所訓練事業及び心身障害者通所授産事業に係る補助金を増額、補助対象の拡大、重複障害者に対する助成等、引き続き制度の充実を図られたい。
- 8 補装具の自己負担金の軽減及び施設所在地の市の負担軽減のため、都の補助制度を創設されたい。
- 9 重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業及び住宅設備改善費給付事業の給付種目と給付対象者の拡大並びに基準額の引き上げ、福祉機器のレンタル使用料助成措置を図られたい。

- 10 心身障害者（児）の自立、更生等を促進するため、福祉作業所、生活実習所、精神薄弱者更生施設等の各施設を増設するとともに、補助の充実を図られたい。

また、都立施設において緊急一時保護を実施されたい。

- 11 心身障害者（児）に対するホームヘルパー派遣に係る補助基準額の増額と制度の改善充実を図るとともに、施設介護職員養成講習（２級課程）の実施会場を増設されたい。

1 1 高齢者福祉の充実

高齢化社会の急速な進行に伴い、ねたきり高齢者やひとりぐらし高齢者は、大幅に増加することが予想される。

そこで、高齢者が経済的にも精神的にも安心して生活ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 市町村の老人保健福祉計画の実効性を確保するため、都においても財政支援を図るとともに、マンパワーの養成、確保策等についても積極的に取り組まれたい。
また、各市における人材養成を促進するための支援策を講じられたい。
- 2 在宅福祉の拠点となる高齢者在宅サービスセンター及び在宅介護支援センターに対する施設整備費及び運営費の補助の拡大を図るとともに、高齢者在宅サービスセンターの委託先に医療法人を加えるよう、国に対し要望されたい。
- 3 特別養護老人ホーム等、高齢者入所施設の建設促進、及び運営費の助成等の充実に図られたい。
 - (1) 「特別養護老人ホーム設置促進特別助成事業」の適用年度について延伸を図られたい。
 - (2) 市町村及び社会福祉法人に対する特別養護老人ホーム建設用地取得費等の補助基本額及び補助率拡充を図られたい。
 - (3) 特別養護老人ホームの重介護棟（ナーシングホーム）を増設するとともに、職員配置基準を引き上げられたい。
 - (4) 公設の特別養護老人ホームの運営費に対する加算補助の補助率についても、民設民営施設に対する補助率と同等の補助率に引き上げられたい。
 - (5) 特別養護老人ホームの建設は、急務であるので、都営住宅の建替等には、合築

などによる推進を検討されたい。なお、用地については無償提供等特段の配慮を講じられたい。

- 4 痴呆性高齢者施設の増設・整備等を図るなど、その総合的な対策を推進されたい。
- 5 高齢者に対するホームヘルパー派遣に係る補助基準額の増額と制度の改善充実を図るとともに、施設介護職員養成講習（２級課程）の実施会場を増設されたい。
- 6 ねたきり高齢者対策の充実・強化を図られたい。

- (1) 臥床期間を短縮する等、老人福祉手当の対象範囲を拡大するとともに、おむつの支給事業に対し補助制度を確立されたい。
- (2) ショートステイ事業の補助単価の引き上げを図るとともに、設備の充実及び利用者用自動車購入費用について補助対象とされたい。

また、在宅サービスセンター併設小規模単独ショートステイ施設整備費及び運営費について補助対象とされたい。

- (3) 高齢者在宅サービスセンターに係る巡回入浴サービス事業について、補助基準額を増額されたい。
- (4) 特別養護老人ホーム委託による入浴サービス事業に対しても、補助対象とされたい。
- (5) 在宅サービスを利用する時、一部健康診断書を必要とする事業がある。健康診断は、経済的に高齢者を圧迫する例もあり、市で助成した場合には、補助対象とされたい。

- 7 ひとり暮らし高齢者対策の充実・強化を図られたい。

- (1) 友愛訪問事業の補助単価の引き上げを図られたい。
- (2) 福祉電話設置事業に準じ、高齢者所有電話の電話使用料への助成や高齢者電話相談事業の通話料、事務費等の経費について補助制度を創設されたい。
- (3) シルバーピア事業における住宅整備関係補助制度及びに住宅改造費助成事業の充実を図られたい。

- 8 老人福祉施設所在市の老人保健医療費増加分の負担軽減を図るための助成制度を新設されたい。
- 9 老人福祉センターの管理運営費等に対する補助を実施するとともに、多摩地区に高齢者相談コーナーを増設されたい。
- 10 シルバーパスの所得基準の見直し及び利用区域の拡大を図られたい。
- 11 老人医療費助成制度の対象者の増加に対応するよう、事務費の増額を図られたい。

1 2 国民健康保険事業への助成

市町村の国民健康保険は、低所得者層が多いことや老人の加入率が高いこと等、構造的な運営基盤の脆弱さに加え経済不況の影響で重大な財政危機に直面している。

平成4年度から実施された事務費（人件費部分）及び助産費の一般財源化は、物件費の大部分まで拡大され、保険基盤安定制度の定額化などの制度改革が毎年行なわれ、平成7年度についても、①保険基盤安定制度に係る国庫負担の定額負担の2年間暫定継続②国保財政安定化支援事業の2年間暫定継続③高額医療共同事業に対する補助金の2年間暫定継続などの制度改革が行なわれた。

これらに対する地方財政措置は、地方交付税で財政措置されるものの、不交付団体はもとより全ての地方自治体に大きな影響を及ぼしており、各市町村とも懸命な経営努力を重ねているところであるが、本事業の安定的な運営を図るためには、これまで以上に都の補助制度の充実・拡大が望まれるところであり、下記の事項について特段の配慮を願いたい。

また、国に対し市町村国民健康保険事業の安定的な運営に必要な措置の拡充について特段の要望をされたい。

- 1 市町村国民健康保険都費補助金については、実質的に従来以上の補助額となるよう、予算の確保を図るとともに、予算の全額を補助金として交付されたい。
- 2 高額医療費共同事業に対する補助金について、従前どおりの補助方式により平成9年度以降も継続されたい。
- 3 老人加入率は、平成8年度改正で24%、9年度以降は26%までの間で段階的に上限を引き上げることになったが、加入者の著しい高齢化の状況から考慮して、「老人保健医療費拠出金に係る老人加入率の上限枠を撤廃すること」を国に働きかけるとともに、都としても特段の配慮をされたい。

- 4 国は公的介護保険の導入、医療保険制度の抜本的改革を検討されているが、市町村に新たな負担増を生じることのないよう国に働きかけるとともに、都としても特段の配慮をされたい。

13	精神障害者授産施設の建設及び共同作業所通所訓練事業運営費補助金の増額
----	------------------------------------

精神保健法の改正もあり、最近、精神障害者の自立と社会復帰を目指し、家族会や議会等から施設設置の要望が強まってきている。そこで、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 都においても、精神障害者の社会復帰対策について検討が進められているが、本事業が医療と密接な関係があることを考慮し、都と市町村の役割分担を明確にされたい。
- 2 市町村においては、施設の設置、専門職員の配置及び財政力等問題も多いので、都立の社会復帰施設の拠点的配置等充実を図られたい。
- 3 法人等が設置する場合においても、用地費、建設費並びに運営費について、十分な補助措置を講じられたい。
- 4 他の障害者との格差もあり、保健、福祉、医療の連携を図りながら、積極的な対策を進められたい。
- 5 精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費補助金について、実態に即した改善を図られたい。

なお、土地及び建物の借上料についても補助対象とし、特に家賃補助については実情にあったものを新設されたい。

1 4 地域保健サービスに対する支援措置

現在、都と市町村の間で、平成9年4月の移管に向け、移管対象事務等についての協議が進められているが、市民サービスの低下を来さないよう次の措置を講じられたい。

また、今後の協議については、移管事務についての十分な情報の提供と理解の上に進められるとともに、市町村の財政負担増とならないよう特段の配慮をされたい。

- 1 移管事務の実施に要する経費に係る補助単価は、市町村の実支出額に対応した額となるよう、国に対し、補助基本額の大幅な引上げを要請するとともに、都においても激変緩和補助の対象項目を可能な限り幅広く設定されたい。

また、対象経費についても、実支出額を基本とされたい。

- 2 都の保険事業は、全国的にもレベルが高く、また、平成6年度から市町村保健活動費交付金が一般財源化され、地方交付税の不交付団体の多い多摩地区においては、実質的な負担増となっているので、市町村保健活動費に対する、都としての包括的な財政支援措置を講じられたい。
- 3 老人保健法関係事業の促進の上で、保健婦以外に看護婦、栄養士及び理学療法士、作業療法士等の専門職の設置を求められる状況となっており、これらの職種に対する補助制度を確立されたい。

1 5 保健所機能の充実強化

保健事業の促進を図るため、市と保健所の業務の分担を明確にするとともに、各保健所の要員確保と施設・設備の充実強化を図られたい。

また、保健所の再編整備計画により、保健所（相談所）が廃止される市における精神保健等の対策については、現行サービスの水準を低下しないよう人的措置を講じられたい。

16 保健婦及び栄養士確保策の充実

国は、保健所等の地域保健サービスについて「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」を公布し、併せて「母子保健法」及び「栄養改善法」の一部改正を行い、3歳児健診等の母子保健事業や栄養改善に関する相談等を都道府県から市町村へ委譲することとしている。

しかし、現状では市町村における保健婦や管理栄養士の配置については十分でないため、平成9年4月からの母子保健事業や栄養相談等に関する事業が円滑に行われるよう、今後の地域保健サービス事業の充実を図るうえから、保健婦、管理栄養士の確保について、次の施策を講じられたい。

- 1 東京都立医療技術短期大学及び東京都立公衆衛生看護専門学校の保健婦入学定員を増員し、免許取得者をより多く養成されたい。
- 2 潜在保健婦の発掘と研修機会の場を提供されたい。
- 3 保健婦の市町村斡旋を強力に推進されたい。
- 4 市町村への管理栄養士の確保について、都の積極的な支援等特段の配慮を願いたい。

17 看護婦確保策の充実

今日、医療の高度化や高齢化の進行等を背景に、看護婦不足が地域医療に深刻な影響を与えており、また、母子保健事業等の移管による地域保健事業推進のうえでも、医療マンパワー育成のための看護婦等養成所の役割が、ますます重要になってきている。

については、看護婦不足を解消するため、次の施策を講じられたい。

- 1 市が設置する看護婦養成所については、大きな財政負担となっている。

については、看護婦等養成所運営費補助金の補助基準額を大幅に増額されたい。

- 2 准看護婦志望者の勉学しやすい環境を確保するため、准看護婦の修学資金貸付金の増額を図られたい。

18 都立病院の整備促進

多摩地域にある都立の総合病院は府中病院のみであり、市・町・組合立の病院が都立病院の補完的役割を果たしているが、高度専門医療や二・三次的医療を行う病院が不足している。

このため、住民の医療に対する不安も高く、都立病院の建設が望まれる。

については、「あすの都立病院を考える懇談会報告書」の趣旨に沿い、多摩地域の医療供給体制のあり方について、早急に検討されたい。

また、現行の都立小児病院を存続させるとともに、医療需要の高い小児に対する医療供給体制の一層の機能の拡充及び整備を図られたい。

19 公立病院運営費補助等の充実

都立病院の補完的役割を果たしている多摩地域の公立病院に対して、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 公立病院運営費補助金を平成9年度においても増額されたい。
- 2 施設整備等に対する補助制度の拡充強化を図られたい。
 - (1) 公立病院施設整備事業の補助率を引き上げられたい。また、制震・免震・その他震災対策措置に係る基準単価・補助率について制度を拡充されたい。
 - (2) 大規模改修事業に対する補助制度を拡充されたい。
 - (3) 設備整備費（医療機器・備品）の補助制度を拡充されたい。また、新增改築時におけるコンピューターシステム開発費等（ソフト及びハード経費）についても、補助対象とされたい。
- 3 看護婦・助産婦の確保対策の充実を図られたい。
 - (1) 「院内保育事業運営費補助」の運営基準における保育児童数を前年度の保育児童総数とされたい。
 - (2) 卒業者による三多摩島しょ公立病院のマンパワー確保のため、諸施策を講じられたい。
- 3 救急医療に係る補助制度の充実を図られたい。
 - (1) 公立病院の救急医療に係る都としての補助制度を整備されたい。
 - (2) 救急医療センターの運営費補助金を増額されたい。
- 4 公的病院等特殊診療部門運営費補助事業の補助率・補助単価を引き上げられたい。

20 大気汚染対策の充実

大気汚染を防止するため、次の施策を講じられたい。

- 1 窒素酸化物（ NO_x ）等による大気汚染の防止策が、今日、重要な課題となっている。

については、車種規制の確実な実施やディーゼル車等の自動車排出ガス規制の長期目標の早期実現を国に要請するとともに、低公害車の無償供与の継続や補助金制度の確立と併せ、普及のためのスタンドの設置など条件整備の推進を図られたい。

- 2 一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局及び電光表示板の設置並びに移動測定強化等、監視体制の一層の充実強化を図られたい。
- 3 現在、地球的規模で問題となっている酸性雨について、自動測定装置の設置を図るなど、調査体制の確立と可能な対策の検討を国に要請されたい。

2 1 航空機騒音調査の充実

航空機騒音の全容把握のため、固定測定点の増設など下記の施策を講じられたい。

- 1 都は、飛行機離発着に伴うコース直下にある市町において、それぞれ1か所の固定測定点を設け常時調査を行うほか、基地周辺地域において一定期間を限って分布調査を行い、騒音の実態把握に努力されているところである。

しかしながら、横田基地は軍用飛行場であるため、飛行時間、飛行回数、飛行コース等が極めて不規則であり、夜間飛行訓練も行われている。

したがって、その飛行実態を十分に把握するため、旋回飛行など通常のコース以外の飛行を含め、騒音の全容を把握できるよう、さらに固定測定点の増設を早急に図られたい。

また、再三の中止要請にもかかわらず実施されている艦載機による飛行訓練や防空演習について、騒音実態の把握のための騒音測定を実施されるとともに、基地の騒音対策等について、国への働きかけなど積極的に取り組まれたい。

- 2 国では、航空機騒音対策として、区域を指定（第1種区域）し、住宅防音工事を実施している。

横田基地周辺については、現在75WECPNL（加重等価継続感覚騒音基準）以上の区域を第1種区域に指定しているが、これを70WECPNLの区域まで拡大し、騒音対策の充実を図るよう、国への要請を積極的に行なわれたい。

2 2 緑地保全及び清流復活事業等の推進

21世紀に向かった豊かな生活環境を保持するとともに、防災上の観点からも、緑の保全と清流の復活が重要である。

よって、次の事項について、積極的な対応を図られたい。

1 緑地保全事業の推進

- (1) 緑地保全地域の指定要件緩和等により、保全地域の拡大を図るとともに、基金の設置等により既保全区域の公有化を積極的に推進されたい。
- (2) 市が行う公共施設等の緑化事業に対する補助制度の復活を図られたい。
- (3) 保存樹林地等公有化資金貸付制度について、貸付枠の増額及び無利子貸付等補助内容の充実・強化を図られたい。

また、各市の緑地保全事業に対し、助成制度を創設するとともに、空地利用で借地している児童遊園等の買収についても、補助対象とされたい。

- (4) 緑地の保全を図るため、自然樹林地等が売却される場合、優先的に公有化できる制度を確立し、的確な予算措置を講じられたい。

2 清流復活事業の推進

- (1) 河川・水路に清流を復活させ、水辺環境の整備を図るために、流水量の確保並びに汚染源対策等、諸施策を講じられたい。
- (2) 水質の浄化を図るため、合併処理浄化槽の普及並びに河川浄化施設の整備等、諸施策を充実されたい。

3 湧水の保全事業の推進

湧水の保全のために、雨水の地下浸透策の推進並びに湧水源保全地の公有化等、水脈及び湧水源の確保施策を拡充するとともに、渇水の原因調査を検討されたい。

多摩地域のごみの排出量は、ここ数年大きな伸びを示しており、最終処分場の利用計画等とも相まって、その対策に苦慮している。

また、ごみの減量化・資源化の問題は、今日、地球環境の保全や資源の有効活用の上からも極めて重要な課題として、各市において積極的にその解決にあたっていると

ころである。

しかし、ごみの発生抑制、リサイクルの促進及びごみの処理過程での資源化など、ごみ問題を根本的に解決するには、生産、流通、消費から最終処分に至る各段階でのごみの減量、再利用、資源化に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担していくことが求められている。

そのためには、市町村による単独の施策を積極的に進めていくとともに、国の法制度、税財政制度の充実や、都による積極的な人的、財政的、技術的な援助及び広域的な調整が必要である。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 多摩地域の中間処理施設については、施設の増設や更新等の改良整備を迫られている施設が相当数あり、併せて施設の高度化（灰高温溶融スラグ化、固形燃料化、焼却灰の溶融固化、廃プラスチックの減容化・油化）が求められている。また、リサイクルセンターの設置や周辺環境対策も必要となっている。

しかし、これらの整備に係る費用は膨大であるが、国の補助率は著しく低く、起債依存度も大きくなっており、ますます市町村財政を圧迫している。

ついては、的確な財源確保を国に強く要請するとともに、都においても、財政支援の強化を図られたい。

2 廃棄物最終処分場の計画等に対し、都からの人的、技術的、財政的援助を今後とも充実されるとともに、府県としての広域的な立場から調整に特段の配慮をされたい。

3 ごみの減量化・資源化の一層の推進は、各自治体の行政区域を越えた国や市民、事業者との理解と協力が不可欠であり、区部と市町村を含めた広域的な連携とともに、都や国を含めた行政機関と生産・流通活動に参加する全事業者・市民を取り込んだリサイクル社会の構築に向けた仕組みづくりが必要である。

そのため、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

(1) 多摩地域のごみの減量リサイクルを一層推進する広域的な組織の設置が必要となっているが、都からの人的、技術的、財政的援助と広域的な立場からの調整に特段の配慮を願いたい。

(2) 容器包装リサイクル法（略称）の成立に伴い、市町村では容器包装に係る分別収集を実施することとなっている。円滑な法律の適用に向け、分別収集体制の構築、容器包装廃棄物のストックヤードの整備、選別・圧縮施設の整備等一層の経費負担が必要である。そのため、用地確保や施設整備等財政的な支援策の強化を講じられたい。

(2) ごみの減量化・資源化にあたっては、国においてリサイクル社会へ向けての制度の確立及び関係業界における技術開発、事業者責任によるリサイクルシステムの構築が必要である。

よって、次の事項について、都における積極的な取り組みと国及び関係業界への強力な働きかけを実施されたい。

① 再生資源の原材料としての利用の徹底、再生資源使用製品の拡大等による需要の確保増大を図るとともに、回収流通機構の確立。

② リサイクルを前提とした製品の設計・開発及び回収ルートを確立及び処理困難物の指定・回収処理を制度化並びにフロン対策の確立。

③ 使い捨て容器等の生産・使用の抑制、梱包材・過剰包装の抑制及びデポジッ

ト制の導入など流通機構を通じた回収システムの確立。また、事業者による店頭自主回収の強化など、事業者責任による回収ルートの確立。

- ④ 国や関係業界に対して、小型ペットボトルの使用自粛解除の撤回を働きかけるとともに区部と同様な事業者責任による自主回収システムの確立及び散乱防止対策の徹底等の要請
- ⑤ 資源化に要する費用の企業者負担のあり方等に関する制度の確立。
- ⑥ 資源化技術の開発等の促進及び市民にわかりやすい表示の徹底。
- ⑦ 灰高温溶融スラグを活用する「灰リサイクル実験プラント」整備事業に対する技術的・財政的援助及び援助制度の構築。
- ⑧ 資源ごみ価格の安定化や、再生資源の円滑な流通に関する制度の確立。
- ⑨ テレビ等の媒体を通じたごみの減量化・資源化等のPRの強化・充実。

2 4 下水道事業の促進と財政援助

多摩地域の各市は、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び河川の水質保全の見地から、重要課題として公共下水道の整備を積極的に進めているところであるが、都としても次の措置を講じられたい。

また、公共下水道事業として実施する処理場及び幹線管渠の補助制度の充実を図られたい。

- 1 公共下水道の整備にあわせて、流域下水道事業のより一層の促進に努められたい。
- 2 流域下水道事業建設費負担金及び維持管理負担金を軽減されたい。
- 3 流域下水道の終末処理場建設に伴う周辺環境整備事業に対する財政援助拡大措置を講じられたい。
- 4 公共下水道事業として実施する処理場及び幹線管渠の整備に対する補助は、流域下水道事業に比べ著しく低く、公共下水道事業の促進を阻害しているので、流域下水道事業と同様の補助内容とするよう国に要請するとともに、都としても特段の配慮を講じられたい。

2 5 業務核都市及び多摩の「心」・「地区中心」等の育成整備

多摩地域の広域的発展を図り、都市の自立性を高めるためには、首都圏基本計画における業務核都市の整備が不可欠であり、都においても多摩の「心」育成・整備指針を早期に具体的計画として推進する必要がある。

よって、次の事項に対し、特段の措置を講じられたい。

- 1 八王子・立川に引き続き青梅についても業務核都市基本構想を策定し、都市核の整備を推進されたい。
- 2 自立都市圏の中心となる多摩の「心」として八王子、立川、青梅、町田、多摩ニュータウンの育成整備と併せ、秋留台についても、自然と調和した秩序ある開発を進められたい。
- 3 多摩の交通結節点となる特性を生かした「地区中心」等の育成整備と多摩地域の交通ネットワークの整備を図ることにより、多摩自立都市圏の形成に向けた積極的な事業展開を図られたい。

2 6 都市計画事業推進のための補助等の新設・拡充

都市計画事業推進のため、下記について特段の措置を講じられたい。

- 1 都市計画道路、都市公園（緑地を含む。）、公共下水道及び市街地再開発の各事業に対する現行補助方式（起債充当優先）を改定し、あわせて補助率の引き上げを図るとともに、予算総額の増額を図られたい。

また、国の補助率が不十分な状況に鑑み、都単独の補助制度を新設されたい。

- 2 市町村マスタープラン、都市景観マスタープラン、都市計画基礎調査、用途地域等の見直し及び緑の基本計画作成の補助制度の新設並びに拡充を図られたい。

また、市町村マスタープランについては、技術的な支援をされたい。

- 3 都市計画決定されている都市計画事業予定地内の先行買収に対する都単独補助制度を確立されたい。

- 4 土地開発公社等で先行取得した用地を活用する場合は、地価の下落が生じても、買収時の価額を基準とされたい。

27 土地区画整理事業及び地区計画制度に対する補助制度の充実

多摩地域は、都市基盤・都市施設等の整備が重要な課題となっており、生産緑地法の改正とも相まって、有効な土地利用の促進を図るため、面的整備事業を計画的に推進することが極めて重要となっている。

よって、次の事項に対し、特段の措置を講じられたい。

- 1 土地区画整理事業に対する補助対象枠の拡大など補助制度を充実されたい。
- 2 用地費補助の基準となる土地評価額を、施行区域の実勢価格を踏まえたものとなるよう改善するとともに、区画整理を促進するため、区域内所有地の積極的な活用
の推進制度を新設されたい。
- 3 公共団体等区画整理事業の施行の許可のための測量及び事業計画の策定などの認可前費用及び区画整理後の良好な街づくり誘導を推進するための調査費等の補助制度を新設されたい。
- 4 市町村が（財）東京都新都市建設公社に土地区画整理事業を委託し、その事業費を公社が立替払をした場合で、立替え利率が政府資金利率を上回る際に都から2年間交付される利子補給金について、対象期間の延長を講じられたい。
- 5 地区計画制度活用地区の計画策定調査費補助の拡充と、地区施設の整備及び土地の買収等の費用に対する補助制度を拡充されたい。

また、新たに地区計画を導入した区域の土地所有者に対する税制上、金融上の優遇処置の導入を図られたい。

- 6 緑住土地区画整理事業の補助制度を設置されたい。

鉄道の連続立体交差化・電化・複線化事業は、多摩新時代の創造のために欠くことのできない基幹的な事業である。

よって、次の事業の積極的な促進を図られたい。

- 1 JR中央線（三鷹～立川）、京王線（笹塚～府中・府中以西）及び小田急線（東北沢～和泉多摩川）の連続立体交差化・複々線化や南武線（矢野口～立川）、西武線の各線の連続立体交差化を図られたい。
- 2 五日市線並びに青梅線の輸送力向上及び都心への直通乗り入れ拡充のため、立川～西立川間の3線連続立体交差化を図られたい。
また、青梅線、五日市線の複線化の実現を図るとともに、本数増、スピードアップ等、輸送サービスの改善を図られたい。
- 3 八高南線（八王子～高麗川）の複線化事業を積極的に推進されたい。
- 4 JR中央線連続立体交差化・複々線化事業については、沿線市の財政負担軽減措置を図られたい。

29 多摩都市モノレール等公共交通システムの整備促進

多摩地域における交通システムの整備促進のため、下記について特段の措置を講じられたい。

- 1 多摩都市モノレール建設事業は、多摩地域の自立都市圏形成のため、都市間の相互連携を図る基幹的システムである。

現整備路線の早期実現はもとより、次期構想路線等の事業化及び構想路線の早期具体化に向けて執行体制の確保など、的確な対応を図られたい。

- (1) 整備路線については、多摩各都市圏の接点として重要な役割が期待されており、南北交通体系の整備を促進するため、路線の早期完成を図られたい。
- (2) 次期整備路線については、当該地域に輸送機関としての鉄道が全くないことから、早期実現のための都市計画決定とその事業化を図られたい。
- (3) 導入空間を確保する路線については、今後も開発が予測され、人口の急増や急激な市街化の進行から、事業の進行も益々困難になっていくものと考えられるので、早期整備を進められたい。
- (4) 構想路線については、現構想の早期具体化と路線の延長を図り、既存の鉄道と接続させるなど、公共交通システムのルートを確立されたい。

- 2 多摩地域では、交通網の整備・改編が強く求められており、南北道路の整備促進とともに、鉄道の輸送力の充実・強化が必要である。

- (1) 多摩東部の南北公共交通の整備は益々必要性が増している。調布基地跡地利用計画とも関連して、南北方向のアクセス交通の整備が不可欠である。多摩東部を南北方向に通じる地下鉄構想など公共交通システムの導入を図られたい。
- (2) 多摩西部地域については、今後、自然と調和した地域整備を進めることが必要

な状況にある。

また、この地域は、都民の来訪者も多いが、公共交通網が未整備のため休日における交通渋滞等、住民生活に著しい障害を生じている。

よって、公共交通システム（新たな輸送機関）の導入による循環交通網の整備を検討されたい。

(3) 多摩南部地域の交通網の整備、輸送力の充実・強化のため運政審の答申に示された、小田急多摩線の延伸の早期検討を図られたい。

(4) 多摩北部地域の輸送力強化と交通ネットワークの形成のため、軌道系交通網の整備を検討されたい。

3 今後、新交通等のネットワークを形成する上で必要な道路幅員の確保等、基盤整備のあり方について検討されたい。

3 0 都市農業の展開へ向けての諸施策の充実

都市農業を取り巻く環境は、都市化の進展、農業後継者の不足や貿易の自由化、長期営農継続農地制度の廃止等土地制度の改正などから、極めて厳しい状況下に置かれている。

しかし、都市農地は、生鮮野菜等の供給という本来的役割に加え、都市においては、防災空地の確保や環境の保全、都市への潤いをもたらすなど、重要な役割を担っている。

これからの都市農業は、農業と市民の交流を含め、都市のまちづくりのうえで、重要な位置づけがなされなくてはならない。

よって、都市農業の育成及び新たな展開のため、次の諸施策を講じられたい。

- 1 農業振興プランによる各種都市地域農業推進を図るため、次の事業の推進を図るとともに、指定要件の面積等について緩和されたい。また、東京都区市町村農業振興計画策定事業補助金の継続と大幅な増額及び振興計画の推進にかかる事業への枠の拡大等を図られたい。特に、農業後継者対策については、若者の農業への回帰志向もあることから、新規就農者の育成策等について検討されたい。
 - (1) 都市地域農業ブランド化推進事業
 - (2) 生産緑地保全整備事業
 - (3) 農業後継者対策事業
 - (4) 野菜供給確保対策事業
 - (5) 野菜端境期対策事業
- 2 地域営農の活性化を図り、都民に憩いの場と農業への体験の場を提供し、都市農業の重要性の理解を求め、併せて都市農業振興の向上を図るため、観光農園建設事

業への助成を図られたい。

- 3 コミュニティ農業のモデル地区等を指定し、地域住民の憩える施設を一体的に整備することにより、農業と地域住民の交流を深め、地域の住環境の向上に資するため、「農」あるまちづくりを推進する施策を講じられたい。
- 4 生産緑地以外の都市農地についても、市民農園等として活用できるよう、対策を講じられたい。また、市民農園設置に伴う整備工事費等への助成を図られたい。
- 5 新鮮な野菜を地元へ提供して地域住民との有機的連携を図り、地域住民の理解を深めるために、直販所設置など農産物直売、アンテナショップ事業等への助成を図られたい。
- 6 有機農業育成事業の充実を図られたい。

3 1 都営住宅の質的改善と居住環境整備

老朽化した都営住宅の建て替えの促進などの質的向上を図るとともに、地域開発要綱の見直し等、居住環境の整備を図られたい。

- 1 既存住宅の居住環境を改善するとともに、老朽化した住宅の建て替えを促進されたい。

また、建て替え後は職住近接を誘導するよう、地元割当枠の拡充を図られたい。

- 2 建て替え関連施設として市町村コミュニティ施設、スポーツレクリエーション施設を整備拡大するとともに、取付道路の整備促進、公園・緑地等のオープンスペースを確保されたい。

また、各市におけるまちづくり計画に配慮するとともに、建て替えにあたっては、デザイン等に工夫し地域の景観に適したものを建設されたい。

- 3 居住者の車保有状況に見合った都営住宅居住者専用駐車場を設置されたい。
- 4 住宅の建設建て替えにあたっては、入居者の多様化に対応できるような住宅建設の推進を図るとともに、老人向け住宅、重度身体障害者のケア付き住宅及び障害者用住宅を積極的に建設されたい。

また、大規模団地の建て替えの際は、障害者福祉施設及び特別養護老人ホームの設置についても考慮されたい。

- 5 雨水の地下浸透並びに親水事業化への配慮をされたい。
- 6 ポイント方式による入居者の決定にあたっては、都営住宅全体を考慮し市財政の圧迫とならないよう配慮するとともに、職住近接を具体化するための方策を推進されたい。
- 7 都営住宅の建設にあたっては、居住者の健康に支障のないよう、建築資材の選定に配慮されたい。

3 2 高齢者のための住宅建設の飛躍的拡充及び住宅対策の充実

人口の高齢化により一人暮らし高齢者等の増大が見込まれている。

したがって、一人暮らし高齢者等がいつでも入居できる高齢者向け住宅の飛躍的拡充を図るとともに、都営住宅の高齢者住戸の地元割当ての拡大を図られたい。

- 1 都営住宅の建設計画には、いつでも独居高齢者が入居できる高齢者向け住宅の飛躍的拡充を図るとともに、シルバーピア計画についても積極的に取り組まれたい。
- 2 都営住宅の建て替え及び新規事業の際の高齢者住戸の募集については、地元の必要とする戸数を充足するよう地元割当ての拡大を図られたい。

また、空き家募集についても同様とされたい。

3 3 一般都道並びに都市計画道路の整備促進

多摩地域の事業量は年々充実されてきているものの、依然として重要な都市基盤施設である道路網の拡充整備が著しく立ち遅れている。

しかも、区部に比べ輸送、交通面で鉄道等の大量輸送機関が乏しいため、バスを始めとする自動車交通への依存度が高い。

このことから、慢性的に交通が渋滞するなど、市民生活に多大な影響を与えている。

よって、都市間の相互連携を高め、あわせてこれらの問題を解決するうえから、多摩島しょ振興推進本部における積極的な対応や事業推進のための執行体制の確保を図るとともに、次の事項について、積極的にその推進を図られたい。

- 1 主要地方道、一般都道及び都市計画道路の新設、改良拡幅等の整備促進を図るとともに、地域の均衡を配慮するよう、南北を縦貫する道路網の早期拡充整備に努められたい。

また、道路の新設、改良等は下水道整備にも重要なかかわりがあるので、早期整備促進に配慮されたい。

- 2 道路整備にあたっては、障害者対策、地点名案内標識の整備についても考慮するとともに、歩道未設置のため危険な場所については早急な改善措置を講じ、街路樹等による緑化の推進など魅力ある歩道の設置も促進されたい。

- 3 平成6年5月、都において「交差点すいすいプラン100」が策定されたが、多摩地域の交通混雑解消のため、交差点部の左右折レーン増設の改良整備など積極的な推進を図られたい。

また、円滑な交通を確保するため、バス停の改良と停車帯を確保されたい。

- 4 市が設置する駐車場状況標示板等の都道の占有を緩和されたい。

3 4 多摩川架橋の整備促進

現在、多摩川に架設されている各橋梁は、流域の南北を連絡する要衝となっている。

しかし、多摩地区の都市化の進展に伴い交通量が激増し、既設橋梁のみでは飽和状態を呈している。

このような現状を解消するため、次の諸施策の積極的な展開を図られたい。

- 1 第三次東京都長期計画における計画橋梁の早期完成と関連道路網の整備促進を図られたい。
- 2 既設橋の拡幅改修事業を推進し、その関連道路の整備促進を図るとともに、安全対策として、歩行者及び自転車道未設置橋については、その設置を図られたい。

また、上記以外の橋梁においても交通状況等に鑑み、新設架橋及び関連道路の整備について、早期に計画化されたい。

3 5 東京都道路整備特別交付金制度の拡充

平成2年度より創設されたこの制度は、道路法第24条の規定により、都道の事業の承認を受けて、市町村が事業を実施している。

本制度は、都と市町村が連携し、まちづくりと関連した道路整備に大きな効果を上げており、今後とも、市町村の意向が十分反映されるよう、事業総額の的確な確保を図られたい。

3 6 市町村土木費補助の拡充

多摩地域の市町村においては区部に比べ依然として道路率も低く、また、道路幅員も狭く、道路整備が遅れている状況にある。

よって、都市基盤施設としての道路、橋梁、河川等整備事業の促進を図るため、次の施策を講じられたい。

- 1 多摩地区における都市基盤整備を推進するため、大幅な予算増額措置を講じられたい。
- 2 補助率を引き上げるとともに、基本事業費についても事業内容に見合ったものとされたい。
- 3 現行の採択基準を、施設整備の実状にかなった基準に改め、補助対象の範囲を拡大し、制度の質的充実を図られたい。

3 7 架空線等の地中化事業の促進

電線の地中化事業は、電線管理者はもとより市町村にとっても、都市における安全で快適な生活環境とうるおいのある公共空間を創造するための、重要な課題である。

しかし、整備対象路線の条件や費用負担の面で、国の補助はキャブ方式に限定されているが、狭い道路や歩道の安全で快適な環境を整備するために、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 都道における架空線の地中化を促進されたい。
- 2 国の補助制度として創設された電線共同溝事業の促進を図るとともに、都の補助制度についても検討されたい。
- 3 多摩地域においては街路樹等が多いため、共同溝の施工が困難な場合の電線共同溝及び自治体管路方式による地中化事業についても、都の補助制度を新設されたい。
- 4 地中化後の街路修景事業に対する補助制度を充実されたい。
- 5 関係企業等に対する指導を強化されたい。

平成9年度東京都予算に関する復活要望書

平素、市町村行財政に格別なる御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、明年度の東京都予算につきましては、都におかれましても財政的に大変厳しい中とは存じますが、市町村財政も景気の低迷による税収減に加え地方分権推進による役割の増大等により、かつて無い程の厳しい状況にあります。

今後とも、個性と魅力ある自立都市圏多摩の創造や島しょ地域の振興に向けた各種事業の計画的かつ効果的な推進のため、左記事項の復活につきまして、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 市町村調整交付金及び市町村振興交付金の復活額の大幅な確保を図ること。
- 2 都立病院の代替的機能を果たしている市町村公立病院の運営事業補助について、大幅な増額を図ること。
- 3 道路、公園、公共下水道等都市基盤整備に対する補助の大幅な増額を図ること。
- 4 財島しょ振興公社に対する貸付金の復活を図ること。

平成9年1月23日

東京都市長会会長

武蔵野市長 土屋正忠

東京都町村会会長

瑞穂町長 関谷久

東京都知事殿、東京都副知事殿、東京都総務局長殿

東京都財務局長殿、東京都衛生局長殿、東京都都市計画局長殿

東京都建設局長殿

2 全国市長会関東支部総会への提出議案

1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実及び安定的確保を図るため、国は次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じるよう要望する。

(1) 国庫補助金について

① 国庫補助負担率の恒久化・一般財源化に伴う財政措置について

国庫補助負担率の恒久化や各種制度の見直しに併せた国庫補助負担金の一般財源化に伴う財政措置については、地方交付税、地方債での措置が講じられているが、決して十分とは言えないものであり、地方財政を圧迫し、特に不交付団体では実質的負担増となっている。

よって、これらの措置に伴う財政負担に対しては、地方税源の充実を図るほか、補助基準の見直し、利子補給制度の創設、特別交付税による財源措置など、不交付団体を含めた市町村財政に配慮した的確な措置を講じること。

また、多額な財源を要するレベルアップや新しい行政需要等に対しても、補助制度の充実・新設等、的確な財源措置を講じること。

② 地方超過負担の解消について

社会経済情勢の変化に的確に対応した補助制度の確立のため、補助単価・対象範囲・面積基準等は、実態に即した改善を行い、地方超過負担の解消を図ること。

また、国政選挙の執行経費については、都市地域の実態に見合った基準等の設定により、超過負担の解消を図ること。

③ 国庫補助金の調整措置について

国庫補助金は、本来財源調整を目的とするものではないので、地方交付税の不交付団体に対する国庫補助金の調整措置については、都市税財源強化への要請が強い現在、安易な拡大をしないこと。

(2) 地方交付税について

- ① 地方分権化の促進が要請されている状況に鑑み、現行交付税率の引き上げ及び算定対象税目の拡大など、地方交付税総額の増額を図るとともに、地方財政の安定的財源として確保を図ること。
- ② 基準財政需要額の算定にあたっては、都市的財政需要の実態に即し、費目の拡大、単位費用の引上げを図ること。

(3) 地方債について

- ① 地方債は対象事業毎に許可されるため、公共施設の合築、複合化による起債申請事務等に多大の労力を要している。
については、単一事業毎の許可制度を見直すなど、一層の簡素化を検討すること。
- ② 市場金利が低下している状況に鑑み、現在公営企業金融公庫資金において一部制度化されている借換債の発行について、他の政府資金についても検討すること。

(4) 地方分権の推進と税財源の確保について

① 都市税財源配分の見直しについて

大都市圏における財政需要は、社会資本整備の推進や社会構造の変化への対応、地方分権の推進による権限の移譲等、重要な各種の行政課題の解決のため、今後とも大幅な増嵩が見込まれる。

このような中であって、都市がその自主性・自立性を十分に発揮し、その責任を果たすためには、地方税財源の充実強化が是非とも必要である。

したがって、地方財政の健全化を図り、長期的に安定した財源を確保する観点から、国・地方を通じる税財源配分について抜本的な見直

しを行い、都市財源の充実強化を図ること。

② 地方分権の推進について

地方分権を推進する観点から、権限の移譲の推進の他、自治体の自主性・自立性を阻害している国の関与、必置規制、機関委任事務などを廃止・縮減等改善を図ること。

併せて、地方分権の推進に即した都市財政の充実強化を図ること。

(5) 所得減税に伴う住民税減税に対する財政措置について

① 国の政策に伴う地方税の減税については、地方独自財源の強化等、地方財政に影響のないよう措置されたい。

特に、減収については、地方消費税の創設と消費税に係る地方交付税率の引上げによって補填することとしているが、併せて都道府県から市町村への税源配分の見直しも図ること。

② 住民税の先行減税に対する財政措置については、減税補てん債の発行、交付税算入措置により補てんすることとしているが、特に、不交付団体にあっては、実質的な負担増となっている。

したがって、減税施策による影響額については、不交付団体を含め、財源の完全な補填を図ること。

(6) 外国人登録制度の見直しについて

平成5年度の法改正により、永住者、特別永住者の指紋押なつが廃止され一定の改善はみられたが、今後、全ての外国人を対象とした指紋押なつ制度を廃止されたい。

また、外国人登録証明書の常時携帯、提示義務や罰則規定及び短期滞在者の登録申請期間の延長並びに登録事務に要する経費の超過負担解消についても、見直しを検討すること。

(7) 郵便官署の公金に関する収納取扱いについて

郵便官署の公金に関する収納取扱料金について、その公共性に鑑み、民間金融機関との格差是正のため、更に大幅な引下げを図ること。

また、郵便振替処理日数についても、短縮を図ること。

(8) 「地縁による団体」に係る関係税制の改正について

「権利能力なき社団」である自治会等が使用かつ保有する土地・建物を「認可をうけた地縁による団体」名義に所有権移転登記する際の登録免許税の非課税措置を講じること。

また、「認可をうけた地縁による団体」が使用しようとする土地・建物を個人が無償譲渡した場合についても、その公益、公共性の目的に鑑み、関係税制の非課税措置が受けられるよう措置すること。

(9) 戸籍事務のコンピュータ化について

戸籍事務のコンピュータ化に伴うコンピュータシステム導入について、財源措置が十分でないので拡充を図ること。

また、戸籍事務の円滑なコンピュータ移行を図るとともに、俗字等の判別について、審査・記載事務の迅速適正な処理に支障をきたさないような措置を講じること。

2 福祉行政の充実強化について

住民だれもが、安心して生き生きとして暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について、積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 国民健康保険について

- ① 国民健康保険制度は、脆弱な構造的要因により不安定な状況にあるため、長期安定的な運営の確保を図る必要がある。

よって、各種保険制度の見直しを図り、給付と負担の公平化を基本として、制度の一元化等抜本的な改正を行うこと。

また、新介護システム制度の創設を含む制度の改正にあたっては、国の責任と負担を安易に被保険者や地方自治体に転嫁することのないよう、国庫補助負担率の引き上げ等、特段の措置を講じること。

- ② 平成4年度から実施された事務費（人件費部分）及び助産費の一般財源化は、6年度には事務費（物件費部分）にまで拡大され、また、保険基盤安定制度については、平成7、8年度限りの措置として、暫定的に定額負担とされている。

これに伴う財政負担は、地方交付税により措置されることとなっているが、不交付団体を含め、各自治体にとって実質的な負担増とならないように特段の措置を講じること。

また、安易に一般財源化の措置を拡大しないこと。

- ③ 老人加入率が上限を超えている保険者に対して、負担増分の4分の1相当額を国保特別調整交付金によって措置することとされているが、加入者の著しい高齢化の状況から考慮して、老人保健医療費拠出金に係る老人加入率の上限枠を撤廃すること。

(2) 高齢者福祉について

- ① 高齢化社会の進展に対応した「新ゴールドプラン」の推進にあたっては、不交付団体を含め、市の財政負担に対して的確な措置を講じること。
- ② 老人保健事業の推進を図るため、基本健康診査等各種保健事業の補助基準単価を引き上げること。
- ③ 特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の整備に関する補助単価及び基準面積等の充実を図り、補助制度の大幅な拡充を図ること。
- ④ ショートステイ事業等在宅高齢者福祉施策の補助制度を拡充強化すること。
- ⑤ 高齢者の在宅ケアを推進する上で、高齢者の安全確保と介護費用の削減の面から、高齢者の居宅の改善に対する助成措置を講じること。

(3) 児童福祉について

- ① 放課後児童対策事業（学童保育事業）を児童福祉の一貫として、法制上明確に位置づけるとともに、財源措置の充実を図ること。
- ② 保育制度の見直しにあたっては、児童福祉法の理念に基づいた公的責任の範囲を明確にし、これからの少子化時代の要請に的確に対応できるよう慎重に検討すること。

また、国と地方の費用負担については、国の財政の都合により一方的に地方へ転嫁することのないようにすること。

(4) 心身障害者福祉について

- ① 心身障害者（児）対策の充実を図り、更生施設、授産施設等の計画的な整備を推進すること。
- ② 小規模作業所の整備拡充のため、認可基準の見直し、補助額の大幅

な引上げ等国庫補助制度の拡充を図ること。

また、重複の障害者に対する補助やすべての施設への交付などについても、実態に即した措置を検討すること。

(5) 精神障害者福祉について

「障害者基本法」の成立に伴い、精神障害者の社会復帰・福祉施策の推進が要請されており、昨年１２月に策定された「障害者プラン」では具体的な整備目標が示されているが、精神医療等と密接な関係があるので、基盤制度の確立を図るとともに、的確な財源措置を講じること。

(6) マンパワーの確保策について

高齢者対策の充実など福祉事業の推進にあたっては、社会福祉施設職員、ホームヘルパーおよび看護婦、保健婦等の福祉・保健医療マンパワーの確保が不可欠である。

しかし、これらの職種はいずれも慢性的な人手不足となっている。

よって、処遇の改善をはじめ養成システムの確立等、マンパワー確保のための諸施策の展開を図るとともに、財源措置を講じること。

(7) 地域保健サービスの見直しについて

保健所等の地域保健サービスの見直しについては、事務移管によりサービスの低下をきたすことのないよう、国として実態にあった十分な措置を講じること。

① 医師、保健婦、看護婦並びに介護職員等、マンパワーの養成とマンパワー確保のための措置を講じること。

② 市町村保健センターの設置や改築等に対する国庫補助金を大幅に増額すること。

- ③ 地域の特殊性及び主体性を発揮した活力ある事業が展開できるよう、市町村保健センターの管理運営費を含めて、恒久的かつ的確な財源措置を講じること。

(8) 在日外国人の年金制度について

昭和57年の難民条約の批准に伴う国民年金法の改正により、受給資格から国籍要件が撤廃され、在日外国人についても国民年金の適用対象となり、また、昭和61年の制度改正により、昭和57年1月1日以前の期間についても資格の合算対象とされる改善が図られたが、無年金者や低額年金者が生じている実態があるので、救済・改善措置について検討すること。

(9) 予防接種の個別化について

予防接種法の改正により、集団接種方式から個別接種方式へ変更となったため、これに伴う財政負担が大幅に増加している。

したがって、接種事故防止に万全を期す上での個別化の促進、予防接種率の向上を図るため、補助制度の導入など財政援助措置を講じること。

(10) 新たな高齢者介護制度について

本格的な高齢社会を迎える中で、新たな高齢者介護制度が検討されているが、社会保障制度の基本に係わる非常に大きな課題であるので、次の事項について十分留意して慎重に対応すること。

- ① 国民的合意を得て、将来にわたって安定的な運営が可能となる制度とするため、十分議論を尽くし、性急な法案化は避けること。
- ② 保険者については、国民健康保険事業以上の運営の困難さや市町村負担の増嵩が懸念されるとともに、規模の大きさが重要な要素と考え

られるので、国の責任を中心とした広域的な制度とすること。

- ③ 介護サービスの要介護認定機構やケア・マネジメント機関が、十分機能を果たすことが出来るシステムの確立を図ること。
- ④ 現在、「新ゴールドプラン」に基づく特別養護老人ホーム等の施設整備やホームヘルパー養成・確保などが進められているが、新制度への移行のためには介護供給体制の確立を図ることが必要であり、そのための的確な財政措置を講じること。

3 都市基盤及び生活環境の整備について

都市における基幹的施設及び生活環境の整備促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 震災対策について

阪神・淡路大震災を契機として、大都市震災対策の推進のため、強力に以下の震災対策に取り組むとともに、各種防災事業に対する財政措置を講じること。

- ① 防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式ポンプ、防災無線など消防防災施設整備及び設備整備に係る補助基準額や補助率の引上げ等、国庫補助制度の充実を図ること。

特に、消防防災施設等整備費補助金については、震災対策のため、きめ細かな対応に迫られている状況にあることから、零細補助金の制限強化を安易に適用しないこと。

- ② ライフライン等生活関連施設、構造物等について、耐震基準の見直しを早急に行うとともに、所要の法令整備を図ること。

また、新基準による公立学校等をはじめとする公共施設の建物の耐震調査の実施とその経費に対する財政措置を講じること。

- ③ 避難施設となりうる庁舎等の公共施設、防災拠点施設をはじめ、避難路となる橋梁等の補強費用等についても、特段の財政支援措置を講じること。

また、耐震調査の結果、不適格建物とされた公立学校等の大規模改造事業や改築に係る補助金の増額等、国庫補助制度の拡充を図ること。

- ④ 都市基盤未整備地域での家屋の連鎖倒壊、延焼拡大等の被害が大きい状況に鑑み、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の一層の推進と国庫補助制度の拡充を図ること。

また、水道施設における老朽配水管（石綿セメント管）の更新事業について、採択要件（計画給水人口5万人未満）の緩和と国庫補助制度の拡充を図ること。

- ⑤ 迅速かつ適切な対応を可能とする地方公共団体の区域を超えた広域的な相互支援体制の確立を図ること。
- ⑥ 災害時における災害弱者の安全確保のため、病院をはじめ社会福祉施設等の防災対策や指針づくりを推進すること。

また、市民の防災意識の高揚のため防災訓練の実施、自主防災組織の育成・整備等に対する財政措置を図ること。

(2) 道路・街路の整備促進について

- ① 道路・街路事業の整備並びに市街地再開発事業促進のため、国費・事業費の大幅な確保を図るとともに、国庫補助採択基準の緩和と対象の拡大を図ること。

また、事業認可前の道路用地先行取得を起債対象の範囲に加えること。

- ② 市街地再開発事業において、景気変動が与える影響を緩和するため、保留床の売却益が予定よりも低い場合に、その差額分を助成する制度を新設すること。

(3) 都市公園の整備促進について

都市公園の整備促進のため、用地費、整備費に対する国庫補助対象の拡大と補助率の引上げ等を図るとともに、大規模改造事業についても補助制度の充実を図ること。

(4) 下水道について

- ① 国庫補助事業費の総枠にかかる予算額の確保を図るとともに、補助採択基準の拡大等、補助事業の拡大を図ること。
- ② 今後予定されている下水道管渠内光ファイバーケーブル敷設事業の具体化に向けた関係法令の条件整備と財政措置を図ること。

(5) 残土及び下水汚泥処理対策について

- ① 無秩序な建設残土の埋立て投棄に対応するため、排出者に対し、適正な再利用、処理処分を義務づける内容を骨子とした法整備を図ること。
- ② 下水汚泥処分地の確保及び脱水汚泥・焼却灰の有効利用など、広域的な処理体制について特段の措置を講じること。

(6) 交通・輸送対策について

① 放置自転車対策について

「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」の一部改正が行われたが、さらに、鉄道事業者等に対する自転車駐車場の設置及び用地提供について実効ある措置を講ずること。

また、施設整備のための国庫補助制度を拡充するとともに、放置自転車の整理・撤去・処分費に対する補助制度を確立すること。併せて、民営自転車駐車場事業の育成を図るため、税制上の優遇措置を講じること。

② 違法駐車対策について

路上における違法駐車は、交通事故・渋滞の原因となり、快適な市民生活を脅かす要因ともなっている。

よって、違法駐車対策に対する制度の整備を図るとともに、公共駐

車場の整備促進を図るため、補助制度を拡充強化すること。

(7) 公共用地取得について

- ① 都市における公共用地取得の円滑化を図るため、譲渡所得の特別控除限度額を引上げること。

また、代替地の取得を容易にするため、租税特別措置法の適用範囲の拡大等税制上の措置を拡充すること。

- ② 国有地及び旧国鉄用地の処分にあたっては、まちづくり等について地方公共団体との合意形成を図るとともに、地元自治体への優先的払下げとその払下げ価格について、特段の措置を講じること。

また、義務教育施設用地等、市が管理している国有地については、無償貸与または特段の価格による払下げとすること。

(8) 緑（農地）の保全について

都市における緑地保全のため、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう要望する。

- ① 都市緑地保全法による緑地の公有化に対し、譲渡所得税軽減等の税制上の優遇措置を拡充すること。
- ② 山林等、良好な緑地保有者への相続税徴収猶予制度を適用する等、税制上の優遇措置を講じること。

また、緑の保全・保護のため、樹木や樹林地の維持管理費相当を市が一定の基準を設け保有者に補助金を交付している場合について、所得税法上の優遇措置を講じること。

- ③ 生産緑地法に基づく買取り請求に対応するため、的確な財源措置を講じること。

また、生産緑地として指定された市民農園について、相続税徴収猶

予制度の適用を図ること。

なお、生産緑地買取り申し出に係る生産緑地の開発行為等の制限解除期間と相続税納税猶予確定時期との整合性を図ること。

- ④ 宅地化する農地について、スプロール化等土地利用の悪化を来さぬような制度の確立と、土地公有化資金など財政措置の強化を図ること。
- ⑤ 生産緑地と宅地化農地がモザイク状に混在しているため、農業生産や防災まちづくりなどの障害となっているので、農業振興地域外においても、生産緑地等の集合による交換分合等の農地集積手法を適用するとともに、農地交換による譲渡所得税の特例制度を創設すること。

(9) 都市農業の育成について

都市農業は、都民の健康を守る生鮮野菜等の供給という極めて重要な役割を担っている。また、農地は、都市における防災空地や環境の保全など、市民にとって重要な役割を担っている。

よって、次の事項に特段の措置を講じられたい。

- ① 都市農業の振興を図るため、農業経営の健全化をはじめ、農業継続に必要な後継者の育成について、十分な対策を講じること。
- ② 農業公園の設置等、農業に対する地域住民の理解を深め「農あるまちづくり」を推進するための各種施策に対し、財政援助策及び税制上の特別措置を講じること。

(10) 商店街振興について

商店街振興組合法施行前に市の区域に商工会が設置されている場合は、商店街振興組合を新たに設立出来ないこととなっているので、商工会の了解が得られた場合には設立できるよう法改正を図ること。

(11) 廃棄物処理対策の強化について

- ① リサイクル社会の構築に向けて、古紙・鉄屑・カレットなどの再生資源の需要の安定化、空缶・乾電池・ペットボトル・フロン含有製品等の処理困難物の生産及び過剰包装の抑制とともに、事業者責任による回収、デポジット制の導入など、ごみの減量化・資源化のための総合的施策の制度化や行政指導の徹底及び国民へのPRを図ること。

また、事業者の小型ペットボトルの使用自粛解除については、回収体制が整っていない現状から、ごみの量及び自治体の負担増が懸念されるので、引き続き自粛をするよう指導すること。

- ② 減量化・資源化のため、プラスチックごみの溶融化・資源化等、技術開発の促進を図ること。

また、再生資源の利用促進のため、各種規制緩和を図ること。

- ③ 減量化・資源化のための処理施設の改善、リサイクルセンターの設置等に対する財政援助の拡充を図ること。

- ④ ごみ処理施設の整備更新等における国庫補助金の拡充を図ること。

(12) 大気汚染対策について

窒素酸化物を中心とする大気汚染の改善を図るため、車種規制の確実な実施やディーゼル車等の自動車排出ガス規制の長期目標の早期実現をはじめ、低公害車の普及促進のための条件整備など、自動車公害対策の充実・強化を図ること。

4 教育文化行政の充実強化について

教育文化行政の充実強化を図るため、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 地方文化の振興について

- ① 埋蔵文化財発掘調査に対する費用負担の法的整備と補助制度の充実強化を図ること。

また、出土品の増加に対応する出土文化財収蔵施設の確保のため、広域共同施設の設置など、補助制度の拡充を図ること。

- ② 史跡等公有化助成事業の増額を図るとともに、用地提供者の譲渡所得に係る特別控除額の引上げ等、税法上の特例措置の充実を図ること。

また、史跡保存のため必要な公共施設移転用地の取得に対しても、助成制度を新設すること。

(2) 教育内容の充実について

義務教育学校への図書教諭配置について、学校図書館法付則の改正を行い全校必置とすること。

5 NTT通話区域の見直しについて

高度情報化の進展に伴い、電話の役割がますます重要となってきている。

しかしながら、現在のNTT単料料金区域は、電話普及期の昭和37年当時のままであり、その後の社会情勢の変化に対応したものとはなっておらず、また、業務機能の地方分散を図る目的からも、料金区域の見直しが必要である。

よって、少なくとも、都道府県をそれぞれ一つのユニットとした単料料金区域の設定などにより、利用者の利便性の向上と料金格差の是正を図ること。

3 東京都市町村と北京市区県との友好交流事業

平成 8 年度の東京都区市町村友好代表団の派遣については、当初、8 月に訪中する予定であったが、団員の日程調整がつかず、延期せざるを得なくなり、最終的には中止となった。